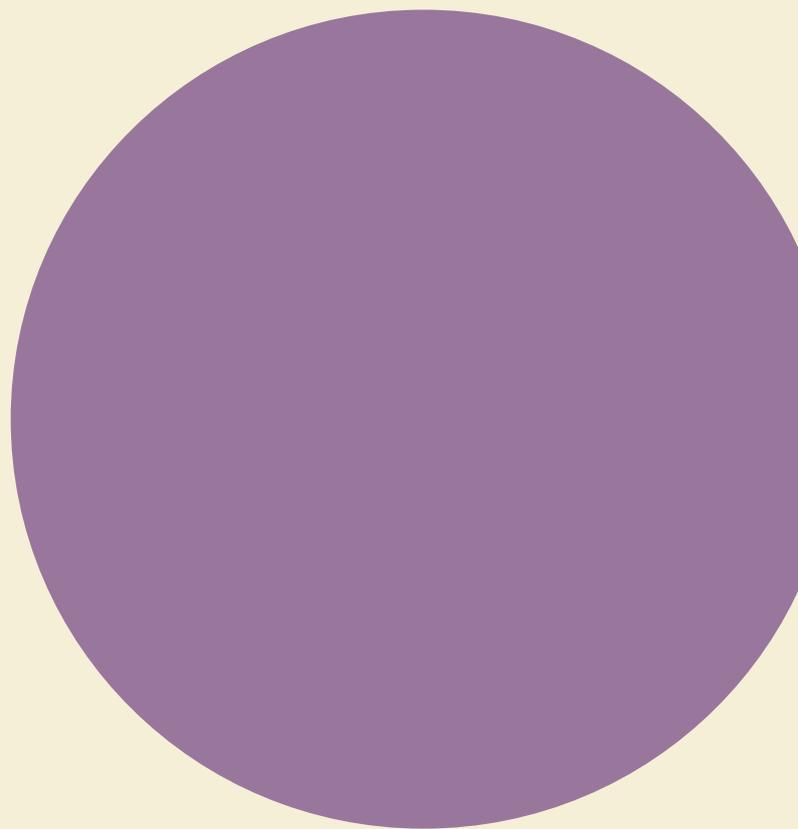
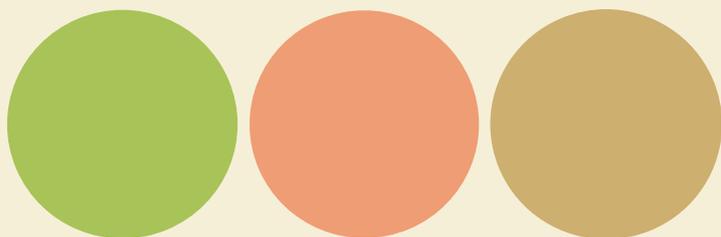
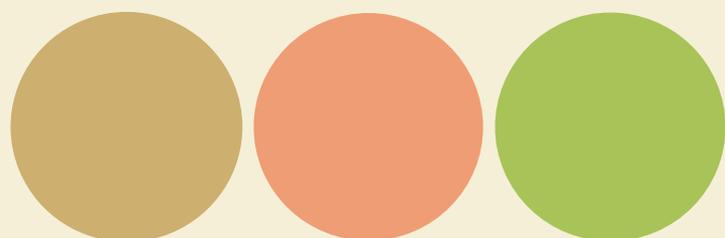




第5次千代田区男女平等推進行動計画



平成29年3月
千代田区

はじめに

千代田区は、性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められ参画できる社会の実現をめざし、男女平等社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための「第4次千代田区男女平等推進行動計画」を策定し施策展開を図ってまいりました。この間、男女共同参画の推進やDV等の根絶をはじめ様々な施策を推進し、男女平等社会の実現に向け一定の成果を挙げてまいりました。

一方、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの実現などの新たな課題に対応するため、国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立、東京都では「男女平等参画のための東京都行動計画」の策定など、男女共同参画に向けた新たな法制度等の整備が進められました。

本区におきましても、こうした社会情勢や新たな法制度等整備の動向、本区の現状を踏まえ、このたび、今後5年間の施策推進の基盤となる「第5次千代田区男女平等推進行動計画」を策定いたしました。計画には性的マイノリティへの理解促進と支援、男性の働き方に対する意識改革など、今日的な課題を盛り込むとともに、女性活躍推進法に基づく「千代田区女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法に基づく「千代田区配偶者暴力対策基本計画」なども包含し、男女平等推進のための総合計画として位置づけております。

男女平等社会の実現は、決して区だけでは達成できるものではありません。千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々や事業者・団体等の皆様と連携・協働し、課題解決を図ることが重要であり、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました千代田区男女平等推進区民会議委員をはじめ貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

千代田区長 石川 雅己



目次

第1章 計画の枠組み	1
1. 計画の背景.....	1
2. 計画の目的と位置づけ.....	5
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の推進について.....	6
第2章 第4次行動計画の評価	7
1. 第4次行動計画の概要.....	7
2. 人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る.....	8
3. すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する.....	9
4. あらゆる分野において男女共同参画をすすめる.....	10
5. 人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る.....	11
6. 推進体制の充実を図る.....	12
第3章 基本理念・基本的な考え方	13
1. 基本理念.....	13
2. 基本的な考え方.....	13
3. 施策体系.....	14
第4章 施策・事業	16
目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する.....	16
目標2 配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する.....	25
目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する.....	33
目標4 地域社会における男女共同参画をすすめる.....	44
目標5 行動計画の推進体制を充実する.....	50
資料編	55
1. 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿.....	55
2. 千代田区男女平等推進区民会議開催経過.....	56
3. 千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査.....	57
4. 男女共同参画社会基本法.....	58
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律.....	62
6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	71
7. 千代田区特定事業主行動計画(概要).....	78
8. 用語集.....	80

本計画書では、男女平等やジェンダーに関する用語を多数用いています。それらの用語には※を付け、巻末に用語説明を加えています。

第1章 計画の枠組み

1. 計画の背景

(1)世界のなかの日本の状況

世界では国際連合(以下、国連)を中心に女性差別の撤廃や男女平等の促進へ向け、様々な取組みが行われてきました。昭和54年には国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」[※]が採択され、日本は同条約を昭和60年に批准しました。その後、日本では「男女雇用機会均等法」[※]や「男女共同参画社会[※]基本法」[※]等の法整備が進められてきました。

国連では定期的に世界女性会議[※]が開催され、平成7年に北京で開催された第4回世界女性会議にて21世紀に向けた「北京宣言」と女性政策の指針となる「行動綱領」が示され、平成27年には「北京+20」として、各国におけるこれまでの取組みのレビューが行われています。

そのほか、国連サミットにおいて平成27年に採択された2030年までの国際目標を示す「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標のひとつとして、「ジェンダー[※]の平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント[※]を図る」が掲げられています。

先進国と開発途上国のいずれにおいても男女平等・男女共同参画の取組みが進むなか、日本も昭和60年以降、政策を進めています。しかし、男女格差や不平等を示す指標をみると、十分な成果が上がっているとは言い難い状況です。

就労や教育、政治参加、保健等の分野における男女格差を指標化したジェンダー・ギャップ指数[※]をみると、平成28年には144か国中111位という状況です。また、個々人の可能性が発揮され、価値ある人生を送ることが男女間の不平等によって阻害されている度合を示すジェンダー不平等指数[※]は155か国中26位(平成26年)となっています。いずれも先進国のなかで低い数値となっており、国連においても男女平等が進んでいないことが指摘されています。これらの状況を踏まえ、国連女性差別撤廃委員会[※]では、民法における差別的規定、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、政治的・公的活動への平等な参画等、早急な改善措置を勧告しています。

(2)国の政策動向

■男女共同参画の取組み

男女共同参画社会基本法の施行以来、国においては「男女共同参画基本計画」が策定され、施策が進められてきました。現在は、平成27年度に策定された「第4次男女共同参画基本計画」(以下、第4次基本計画)が最新の計画となります。

同計画は、第3次男女共同参画基本計画(平成22年度策定)には見られなかった、男性の働き方・暮らし方の見直しを強調していることが特徴と言えます。勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を「男性中心型労働慣行」[※]と表現し、それを是正することが強調されています。ここには、2020年までに3割の女性が指導的地位に立つという「2020年30%」[※]の実現には、女性の社会参画だけでなく、労働慣行の見直しや男性の家庭への参画が必要であるという認識が見られます。

そのほか、東日本大震災の発生を踏まえ、男女共同参画の視点から防災・復興対策を講じることが求められています。

■女性活躍推進の取組み

第4次基本計画では、女性の参画に加えて、女性の活躍を推進していくという方向性が打ち出されています。その背景には、先進国のなかで最低レベルとなっている女性の就労状況を踏まえ、十分に活かすことができていない潜在的な労働力として女性をとらえ、女性の活躍を推進することで経済成長を目指そうとする政策動向があります。

女性の活躍推進が課題として位置づけられたのは、平成25年度の成長戦略でした。その後、平成26年度には政府における「すべての女性が輝く社会づくり本部」[※]が設置され、平成27年度には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」[※](以下、女性活躍推進法)が成立しました。さらに、平成28年度には「ニッポン一億総活躍プラン」[※]において女性の潜在的なポテンシャル、経済的な側面から女性の活躍を支援することが明記されたほか、第4次基本計画と女性活躍推進の双方を踏まえた「女性活躍加速のための重点方針2016」が策定されています。

■DVに対する取組み

女性の活躍が期待される一方、DV[※]等の性差に基づく暴力や人権侵害が深刻な社会問題となっています。国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」[※](以下、配偶者暴力防止法)や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を状況に合わせて改定し、対応を図ってきました。

近年では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)や動画サイトが普及するなか、インターネットを利用したストーカーや、元交際相手・元配偶者等の性的な画像・動画を公開するリベンジポルノ等が問題となりました。それに対しても、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」[※]の施行によって対応が図られています。

しかしながら、交際相手からの暴力(デートDV[※])は配偶者暴力防止法の対象外となっていることから、議論がなされているところです。

(3)東京都の政策動向

東京都では、平成11年度に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を公布して以来、男女平等参画及びDV対策の取組みを進めてきています。

男女共同参画の最新の計画となる「男女平等のための行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」(平成23年度策定)では、重点課題として「働く場における男女平等参画の促進」、「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」、「特別な配慮を必要とする男女への支援」、「配偶者からの暴力の防止」が掲げられています。

また、女性活躍推進においても、平成27年度に「東京都女性活躍推進白書」が発行され、「意欲と能力に応じて多様なチャレンジができるまち・東京」、「ライフスタイルに合わせて柔軟な働き方が選択できるまち・東京」、「地域の課題解決に向けて多様な担い手が活躍できるまち・東京」という提言がなされました。

そのほか、東京23区では、渋谷区と世田谷区において、LGBT[※]等の性的マイノリティ[※]の人権や多様性を尊重し、共生しようとする取組みが進められ、注目されています。

(4)男女平等・男女共同参画にかかわる千代田区の特性

■人口・出生率

千代田区は平成7年まで人口が減少していましたが、その後、人口増加に転じ、平成27年には58,406人(国勢調査)となっています。

特に生産年齢人口(15歳以上、65歳未満)が増えており、高齢化率も2割を下回っています。また、平成23年以降、合計特殊出生率も上昇しており、東京都を大きく上回り、全国平均に近づいていることから、子育て世代が増えていると考えられます。

■昼夜間人口比率

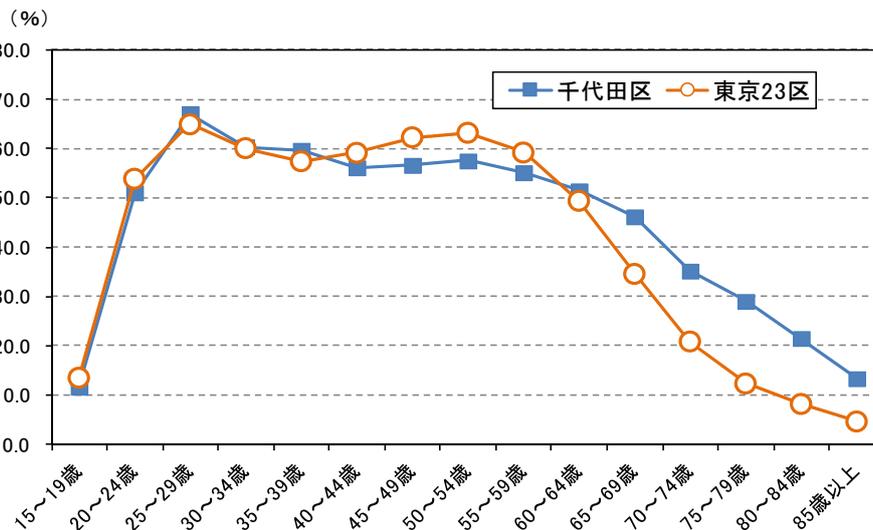
千代田区は、区内に通勤・通学する昼間人口が区の人口(夜間人口)を大きく上回っており、平成22年時点での昼夜間人口比率^{*}は約1,739%となっています。最近の人口増加によって昼夜間人口比率は過去15年にわたって減少していますが、特別区でも突出して高く、第2位・第3位の中央区・港区の3倍以上となっています。事業所が集積する都心区ならではの特徴として、規模の大きな企業だけでなく、中小企業も少なくありません。

■女性の就業状況

千代田区では、15歳以上の女性の48.8%が何らかの仕事に就いています。これは東京23区全体よりも高く、また役員として働く人が就業者の16.6%であることも特徴です。

一方、労働力人口比率^{*}をみると、20歳代後半で最も高くなり、その後なだらかに減少します。このことから、働く女性が多い一方で結婚や出産を機に退職した女性が復職しない傾向があることが推察されます。

図 千代田区・東京23区における女性の5歳階級別労働力人口比率



出典:平成22年度国勢調査

(5)千代田区の政策動向

■男女平等・男女共同参画の取組み

千代田区では、平成8年度に「千代田区男女平等推進行動計画」を策定しました。その後、改定を重ね、平成23年度に策定した「第4次千代田区男女平等推進行動計画」(以下、第4次行動計画)では、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念として示しています。

この基本理念の下、男女平等意識の定着や男女共同参画の推進、DV等の根絶等を施策として進めてきました。第4次行動計画の基本理念は、平成26年度に策定された区の総合的かつ最上位の行政計画である「ちよだみらいプロジェクト」(千代田区第3次基本計画)にも示されており、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

ちよだみらいプロジェクトにおける男女共同参画に関する記載内容

○めざすべき10年後の姿

- 性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、その個性と能力が発揮できている。
- ライフステージに応じた支援の充実により、働きたい人が、働き続けられている。
- 一人ひとりの仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス[※])が実現されている。

○10年後の姿を実現するための主な取組み

- ▶男女共同参画センターMIWの運営
- ▶仕事と子育ての両立への支援
- ▶意思決定過程への女性の参画の推進
- ▶男女共同参画に向けた職員の意識向上

○施策の目標の実現に関する指標

指標	平成26年度	目標値 (平成31年度)
男女の性別により不平等があると思う人の割合	30%	20%
男女共同参画センターMIWの利用者数	19,030人 (平成25年度)	23,800人
区が設置する委員会や審議会等における女性委員の割合	33%	40%
区役所の管理・監督者(係長級以上)のうち女性が占める割合	21%	40%

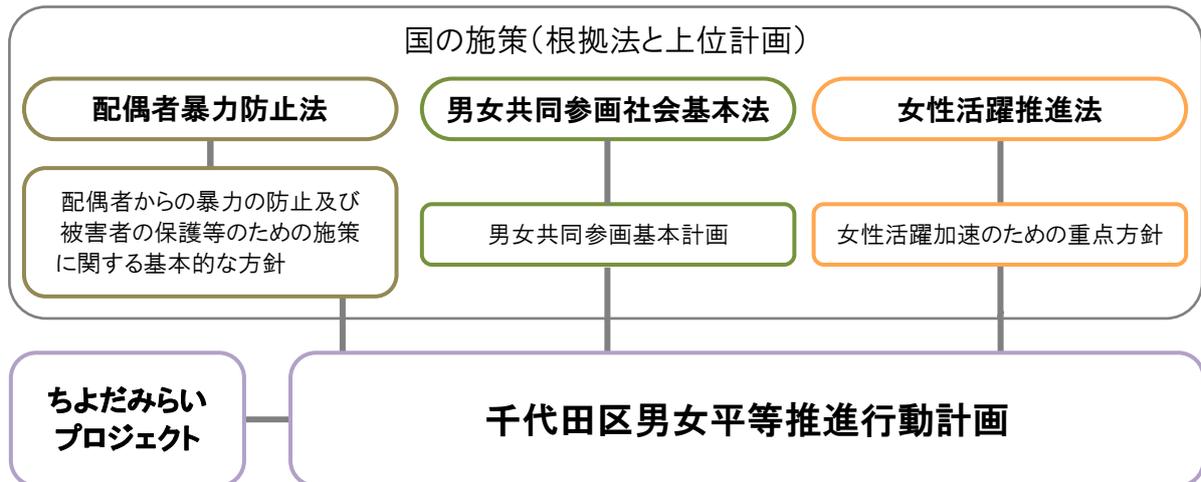
■男女共同参画センターMIW

千代田区では男女共同参画を推進する拠点として、平成10年度に男女共同参画センターMIWを開設しました。それ以来、区内の高校や大学、企業とも連携しながら男女平等・男女共同参画への意識啓発のための講座や相談、区内で活動する団体の交流・活動支援に取り組んでおり、活動の輪を広げています。

2. 計画の目的と位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画であるとともに、配偶者暴力防止法に基づく「千代田区配偶者暴力対策基本計画」及び女性活躍推進法に規定される「千代田区女性活躍推進計画」として位置づけられるものです。それぞれの法律や第4次基本計画、さらには東京都の条例・計画を踏まえつつ、男女ともに個性が尊重されて多様な生き方を実現でき、あらゆる分野に男女が平等に参画できる社会をめざします。

さらに、国・東京都の政策のみならず、千代田区の地域特性、さらにはDV・デートDVへの対応、性的マイノリティへの配慮といった社会情勢にも対応する計画として策定しています。



3. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とします。

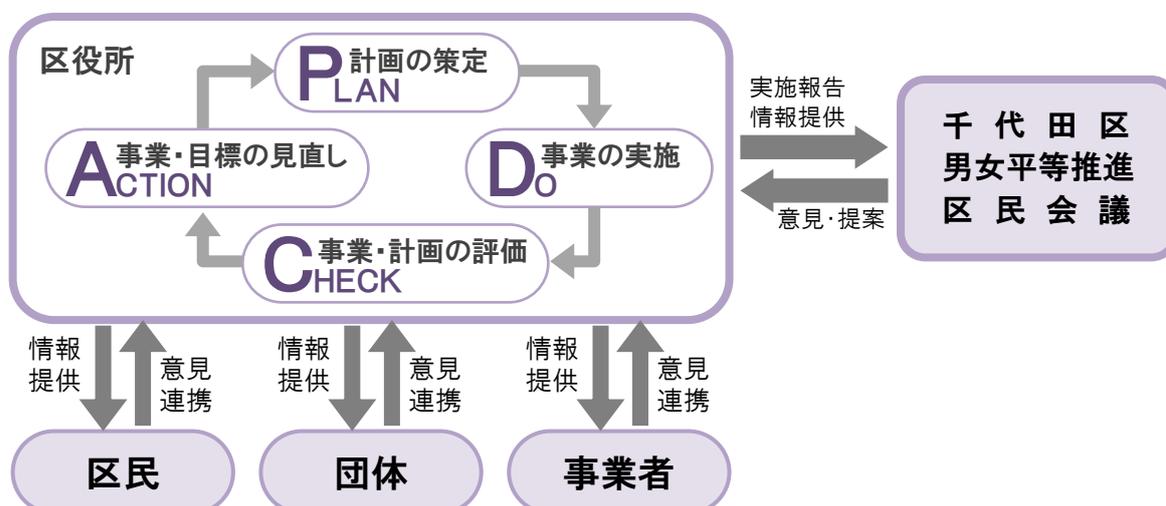
計画の施策体系に沿って目標ごとに平成33年度における数値目標を定め、それに照らして計画の評価を行います。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
男女平等推進行動計画	→					評価		
ちよだみらいプロジェクト	→							
			見直し					

4. 計画の推進について

(1) 推進体制

計画の着実な推進と実効性を確保するため、千代田区男女平等推進区民会議において協議を重ねながら、進行管理機能(チェック・評価)の強化に努めます。また、区民、団体、事業者などと連携し、区全体の取組みとして推進していきます。



(2) 数値目標による進行管理

計画の取組状況について目標ごとに2つ、計10の数値目標を設定しています(P.15参照)。数値目標を活用し、目標別に進捗状況や成果を把握していきます。

第2章 第4次行動計画の評価

1. 第4次行動計画の概要

第4次行動計画では、「性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現」を基本理念として、次の3つの基本的な考え方と5つの目標を掲げました。

■3つの基本的な考え方

- 人生の選択肢を広げ、より多様な生き方ができる社会をめざす
- 人々の生活や働き方の変化に即した、具体的で実効性のある支援をする
- DV・虐待等の根絶をめざすとともに、被害者の支援をすすめる

■5つの目標

- 1 人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る
- 2 すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する
- 3 あらゆる分野において男女共同参画をすすめる
- 4 人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る
- 5 推進体制の充実を図る

これら5つの目標に対して次の数値目標を設定し、施策・事業を推進してきました。

NO	指標	策定時の値 (平成22年度末)	目標値 (平成28年度末)
1	男女共同参画関連の講座・講演会の募集人数に対する受講率	69.6%	90.0%
2	区民世論調査でDVをされた、または、したと回答した人で、だれかに相談をした人の割合	女性 47.6% 男性 19.2%	女性 70.0% 男性 40.0%
3	審議会等における女性委員の割合	28.4%*	40.0%
4	「中小企業従業員仕事と育児支援助成」の新規利用企業数(平成14年度の制度開始からの累計)	54社	200社
5	区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合	17.7%*	40.0%

*がついている策定時の値は平成23年4月1日付、それ以外の策定時の値は平成22年度実績となります。

2. 人生の選択肢を広げるとともに、男女平等意識の定着を図る

(1) 取組状況

① 人権尊重・男女平等に対する意識啓発

男女共同参画センターMIWにおいて男女共同参画に関する講座を実施するほか、区内の高校や大学、企業等と連携した事業も展開しています。また、男女共同参画に関する情報発信のため、「MIW通信」(年2回、3,000部)、「ライブラリニュースみゆう」(年4回、850部)を発行するほか、区の広報紙等の媒体においても情報発信を行っています。

② 学校における人権・男女平等教育の推進

区立小・中・高等教育学校の児童・生徒と保護者に対して情報モラル教室を実施しています。また、学校長・園長、主任、中堅・若手教員等、職位・職歴に応じた研修を実施することで、児童・生徒に接する教員における男女平等・共同参画の理解を深めています。

③ 生涯にわたる健康支援

健康推進課において母子の健康管理や相談のための事業を行っています。子育て世帯の増加にともない土曜まま・ぱぱ学級の参加希望者が増え、講座の実施回数を増やしました。そのほか、男女共同参画センターMIWにおいて女性の健康をテーマにした講座を行っています。

(2) 数値目標と達成状況

目標1では「男女共同参画関連講座・講演会の募集人数に対する受講率」を指標として、平成22年度に69.9%であった受講率を90.0%にまで向上させることを目標としてきました。平成24年度以降順調に目標を達成してきましたが、平成27年度は82.1%と減少しています。

【数値目標】男女共同参画関連講座・講演会の募集人数に対する受講率

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標	—	—	—	—	—	90.0%
実績値	69.9%	67.3%	90.9%	94.6%	94.8%	82.1%

(3) 今後に向けた課題

男女共同参画センターMIWの認知度は千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査のうち、区民を対象とした調査(以下、区民向け調査(P.57参照))では33.5%となっており、平成17年度のアンケート調査に比べて増加しています。一方、男女共同参画センターMIWをはじめとする男女共同参画関連の講座・講演会の受講率は、平成27年度は10%以上減少しています。男女共同参画センターMIWの認知度をより高めるとともに、講座・イベントの内容をより充実させていくことが求められます。

3. すべての暴力をなくし、安全・安心な社会を実現する

(1) 取組状況

① 配偶者暴力の防止・早期発見・被害者支援

DV・デートDVの防止に向けた意識啓発を行うほか、区役所の関係機関はもとより、提携する母子生活支援施設や東京都女性相談センター、警察署等と連携した支援体制を整えています。

② デートDVの予防

デートDV予防啓発パンフレットを配布するほか、区内高校と連携し、高校生ならびに教職員等を対象とした出張講座を実施しています。

③ 児童・高齢者・障害者に対する虐待防止・早期発見・被害者支援

児童・家庭支援センターでは、年3回の要保護児童対策地域協議会を通して、関係機関との情報交換や勉強会を実施しています。高齢者・障害者についても高齢者・障害者虐待防止推進会議や研修会を実施するほか、地域関係機関等と連携し、高齢者虐待防止ネットワークの構築等を進めています。

④ いやがらせ行為・性暴力等の防止

リベンジポルノ等のインターネットを利用したいやがらせ行為が問題視されるなか、男女共同参画センターMIWIにおいてメディアリテラシー^{*}講座を継続的に実施しています。いやがらせ行為や性暴力の相談対応については、パンフレットで周知するほか、区の広報媒体や男女共同参画センターMIWIの各種講座参加者に対して相談窓口を周知しています。

(2) 数値目標と達成状況

目標2では「区民世論調査でDVをされた、または、したと回答した人で、だれかに相談をした人の割合」を指標として、平成22年度には女性47.6%、男性19.2%であった状況を女性70.0%、男性40.0%まで増やすことを目標としていましたが、平成28年度には男性・女性ともに相談した人の割合は減少しています。

【数値目標】区民世論調査でDVをされた、または、したと回答した人で、だれかに相談をした人の割合

年度	平成22年度	平成28年度
目標	—	女性70.0%/男性40.0%
実績値	女性47.6%/男性19.2%	女性34.1%/男性10.0%

^{*}平成28年度は区民向けアンケート調査に基づくものですが、平成22年度の数値の根拠となる区民世論調査とは設問や選択肢が異なるため、参考比較となります。

(3) 今後に向けた課題

支援を必要としている人が相談窓口を知らない可能性があるため、分かりやすい相談機関を設ける必要があります。同時に、区民向け調査からは暴力を受けた人がDVだと認識しないケースも想定されることから、DVの正しい理解を促すための普及啓発活動も必要です。さらに、第4次行動計画で調査・検討を進めてきた配偶者暴力相談支援センター^{*}の設置を検討することも課題となります。

4. あらゆる分野において男女共同参画をすすめる

(1) 取組状況

① 意思決定過程への女性の参画の推進

区役所における審議会等への女性の参画については、庁内での協力を仰ぐことで増加していますが、3割強にとどまっています。

② NPOやボランティア等、地域における市民活動の支援

男女共同参画センターMIWにおいて登録団体の交流や活動発表の場となる「MIW祭り」を例年開催しています。そのほか共催事業も実施しています。

③ 男女共同参画の視点を入れた防災・まちづくり

地域防災組織への女性参画を促しており、すべての避難所運営協議会に女性委員の参画が実現しています。今後さらなる充実のため、女性支援班の設置を促しています。

(2) 数値目標と達成状況

目標3では「審議会等における女性委員の割合」を指標として、平成23年4月1日現在で28.4%だった女性割合を40.0%まで向上させることを目標としてきました。平成28年4月1日現在は33.5%となっており、上昇傾向ではありますが、目標は達成していません。

【数値目標】審議会等における女性委員の割合

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標	—	—	—	—	—	40.0%
実績値	28.4%	27.9%	32.1%	33.2%	32.6%	33.5%

(3) 今後に向けた課題

地域における防災組織への女性参画が進んでいる一方、平成28年4月1日現在、区の市町村防災会議*の女性の割合は5.5%となっています。特定の管理職が委員になることと関係していることから、女性の管理・監督者の増加に取り組む必要があります。

5. 人々の暮らしや働き方の変化に対応した、支援の充実を図る

(1)取組状況

①男性の家事・育児・介護への参画の支援

男女共同参画センターMIWIにおいて男性の家事をテーマとした講座を継続して実施しているほか、九段生涯学習館においても子育てをテーマとした講座を実施しています。また、父親が出産を前にした母親といっしょに子育てを学ぶ土曜ママ・ぱぱ講座の実施数を増やしています。

②子育てしている人の社会参加の支援

子育て支援や相談事業、医療扶助の充実はもとより、ひとり親家庭への支援を継続して行ってきました。一方、区内中小企業を対象として、ワーク・ライフ・バランスに関わる取組みを実施する事業所に助成金を支給する支援を続けています。

③介護・介助を必要とする家族がいる人の社会参画の支援

高齢介護課・在宅支援課・障害者福祉課において、地域包括ケアや介護保険サービスのほか、保険外サービスも充実させることで、高齢者や障害者とその家族を支援しています。

④働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発の充実

男女共同参画センターMIWIにおいて女性の再就職や多様な働き方をテーマにした講座を実施するほか、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※等に関する相談窓口を案内するチラシを配布し、意識啓発を図っています。

⑤働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実

男女共同参画センターMIWIにおいて再就職に向けた図書等の情報提供やスキルアップのための講座や起業・創業のための講座を実施しています。また、「MIWI通信」で女性の起業をテーマに特集を組む等、情報発信を行っています。

(2)数値目標と達成状況

目標4では『『中小企業従業員仕事と育児支援助成』の新規利用企業数』を指標として、平成22年度は54社だった利用企業数を200社まで増加させることを目標としてきました。平成27年度は104社となっており、増加してはいますが、目標は達成されていません。

【数値目標】「中小企業従業員仕事と育児支援助成」の新規利用企業数(平成14年度からの累計)

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標	—	—	—	—	—	200社
実績値	54社	64社	78社	81社	91社	104社

(3)今後に向けた課題

千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査のうち、事業所を対象とした調査(以下、事業所向け調査(P.57参照))にみられるように、約7割の中小企業が支援事業を認知していないことから、事業の積極的なPRを行うことが求められます。それと同時に、中小企業がワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする意識をより一層高める必要もあります。

6. 推進体制の充実を図る

(1) 取組状況

① 男女共同参画センターMIWの充実

前述のとおり、情報発信、相談、学習機会の提供、活動支援、交流機会の提供に努めてきました。平成26年度には初めて性的マイノリティに関する講座を実施しています。

② 区役所内推進体制の充実

区役所職員を対象として、女性のキャリアアップやイクメン・イクボス等をテーマとした研修を実施しました。そのほか、平成28年度には次世代育成支援対策推進法[※]及び女性活躍推進法に定められる特定事業主行動計画を区役所においても策定しており、区職員の仕事と家庭の両立を図るための取組みを推進していきます。

③ 区民との協働による推進体制の充実

男女共同参画センターMIWにおける登録団体との協働のほか、男女共同参画センター運営協議会や男女平等推進区民会議を通して区民協働を進めています。

(2) 数値目標と達成状況

目標5では「区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合」を指標として、平成23年4月1日では17.7%だった女性管理・監督者割合を40.0%まで高めることを目標としていました。平成28年4月1日には25.8%となっており、増加傾向にありますが、目標は達成していません。

【数値目標】区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目標	—	—	—	—	—	40.0%
実績値	17.7%	18.7%	19.2%	20.8%	23.3%	25.8%

(3) 今後に向けた課題

区役所における女性管理・監督者割合は、第4次行動計画の目標には届かないものの、着実に伸びています。今後も女性職員におけるキャリア意識の啓発を進めるとともに、男性職員の育児関連の休暇・休業の取得を増加させるために取り組む必要があります。

第3章 基本理念・基本的な考え方

1. 基本理念

千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々、企業、団体等と連携を図りながら、男女共同参画を推進し、男女平等を実現するため、ちよだみらいプロジェクトで掲げられた理念を踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

**性別による不平等がなく、
だれもが自分で生き方を選ぶことができ、
その選択が認められて参画できる社会の実現**

2. 基本的な考え方

上記の基本理念を踏まえ、3つの基本的な考え方を掲げます。そして、それら基本的な考え方に基づき、目標と施策の方向からなる施策体系を構成します。

1. 性別や性的指向、性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

2. 多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

3. 互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす

(1)性別や性的指向※、性自認※にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

基本理念に示される「性別による不平等がない」社会をめざし、人権尊重・男女平等に取り組みます。特に、性別による不平等はもとより、広く人権をとらえ、妊娠・出産に起因する差別や性的マイリテイ、高齢者、障害者への差別をなくすとともに、DVやデートDV、ハラスメント等の性暴力を根絶することで、だれもが尊重され、生きやすさを感じることのできる社会の実現をめざします。

(2)多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

基本理念に示される「だれもが自分で生き方を選ぶことができる」社会をめざし、自分の意思による多様な選択ができるよう取組みを進めます。新たに示された女性活躍推進法の考え方を踏まえ、女性がそれぞれの個性と能力を発揮して社会に関わることができ、同時に男性が家庭や地域に参画することで、男性と女性がともに社会・家庭・地域で活躍することのできる社会の実現をめざします。

(3)互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす

基本理念に示される「選択が認められて参画できる」社会をめざし、だれもが自分の望むかたちで社会に参画するための取組みを進めます。仕事を通じた自己実現や社会参画のみならず、地域社会においても性別役割分担意識※にとらわれずに自由に参画することができ、生きがいを感じることができると社会の実現をめざします。

3. 施策体系

【基本理念】

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現

【基本的な考え方】

性別や性的指向、
性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす

【目標】

1

人権を尊重し、健康的な生活を支援する

2

配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する

3

ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

4

地域社会における男女共同参画をすすめる

5

行動計画の推進体制を充実する

【施策の方向】

(1)人権尊重・男女平等に対する意識啓発

(2)多様な機会・場における人権・男女平等教育・研修の推進

(3)男女の性や健康に関する理解促進と支援

(4)性的マイノリティへの理解促進と支援

【平成33年度末の数値目標】

○男女の性別により不平等があると思う人の割合

27.3%(平成28年度)→15.0%

○「性的マイノリティ」という言葉の意味を知っている人の割合

74.6%(平成28年度)→95.0%

千代田区配偶者暴力対策基本計画

(1)DV・デートDVへの対策の推進

(2)児童・高齢者・障害者に対する虐待への対策の推進

(3)性的いやがらせ行為・性暴力等への対策の推進

○DVをされたことのある人の割合

男性 6.2%(平成28年度)→半減

女性23.6%(平成28年度)→半減

○性的いやがらせ行為を受けたことがある人の割合

22.2%(平成28年度)→半減

千代田区女性活躍推進計画

(1)働きたい・働き続けたい女性に対するキャリア形成の支援

(2)男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発

(3)家事、育児、介護等と仕事の両立に向けた支援

(4)働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発

(5)区内中小企業の意向をとらえた支援

○高校生・大学生に向けたキャリア形成支援事業の実施

年4回(計20回)

○男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数

年5社(計25社)

(1)意志決定過程への女性の参画の推進

(2)子育て・介護をしている人や退職した人等の社会参画の支援

(3)多様性に配慮した防災・まちづくりの推進

○審議会等における女性委員の割合

33.5%(平成28年度)

→40.0%以上60.0%以下

○避難所運営協議会委員における女性委員の割合

34.0%(平成28年度)→40.0%

(1)男女共同参画センターMIWの充実

(2)区役所内推進体制の充実

(3)区民との協働による推進体制の充実

○区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合

25.8%(平成28年度)→40.0%

○千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合

33.5%(平成28年度)→65.0%

第4章 施策・事業

目標1 人権を尊重し、健康的な生活を支援する

(1)現状と課題

■男女平等に対する意識

区民向け調査では、社会全体として男女平等が実現されていると感じる人は2割強でした。学校教育においては7割弱の人が男女平等が実現されていると感じる一方、家庭や職場において平等だと感じる人は2～3割となります。

社会全体、そして家庭と職場においては、5～6割の人が男性の方が優遇されていると感じており、男性よりも女性の方が顕著に実感していることが分かりました。10年前の同様の調査と比べても不平等を感じる傾向はそれほど変化しておらず、社会のあらゆる分野における男女平等の実現は、今後も時間をかけて取り組むべき課題です。

■性別役割分担に対する意識

区民向け調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識を持つ人が、男性と女性を問わず約3割いました。また、家庭での子育てや教育については、進学こそ男女に差がない方がよいと思う人が約6割でしたが、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」と思う人も約6割でした。

10年前の調査と比べると、性別役割分担意識を持つ人は大きく減少していますが、固定的な性別役割分担の意識を変えていくための啓発は今後も課題となります。

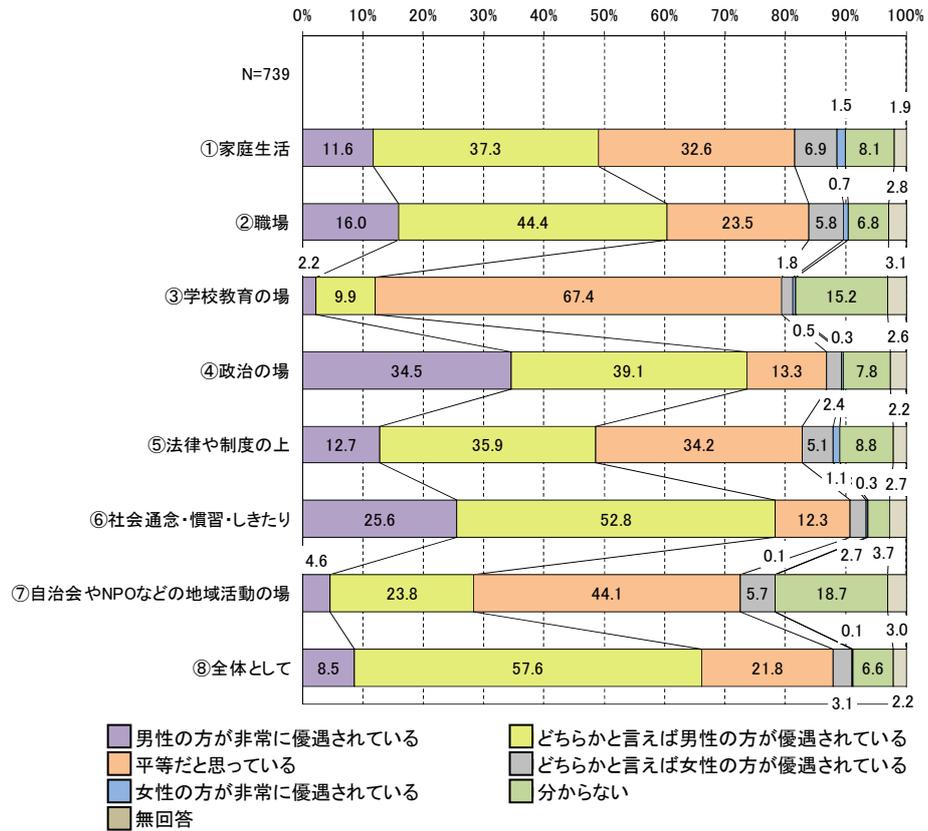
また、千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査のうち、区内中高生を対象とした調査（以下、青少年向け調査(P.57参照)）では、大人よりも性別役割分担意識に共感する割合は低く、約2割でしたが、母親が主婦である男性において共感する人が多くなる傾向にあり、家庭状況が反映されていることが伺えます。家庭教育や家庭における性別役割分担が子どもの考え方に反映される傾向を踏まえ、学校教育と連携した取組みも必要となります。

■性的マイノリティに対する意識

区民向け調査では、性的マイノリティの認知度は7割半ばとなっており、性的マイノリティへの対応・配慮が社会的な課題として周知されていることで、広く認知されるようになってきていることが伺えます。今後は、認知の次の段階として、性的マイノリティを多様性として受け容れる意識の形成が課題になると考えます。

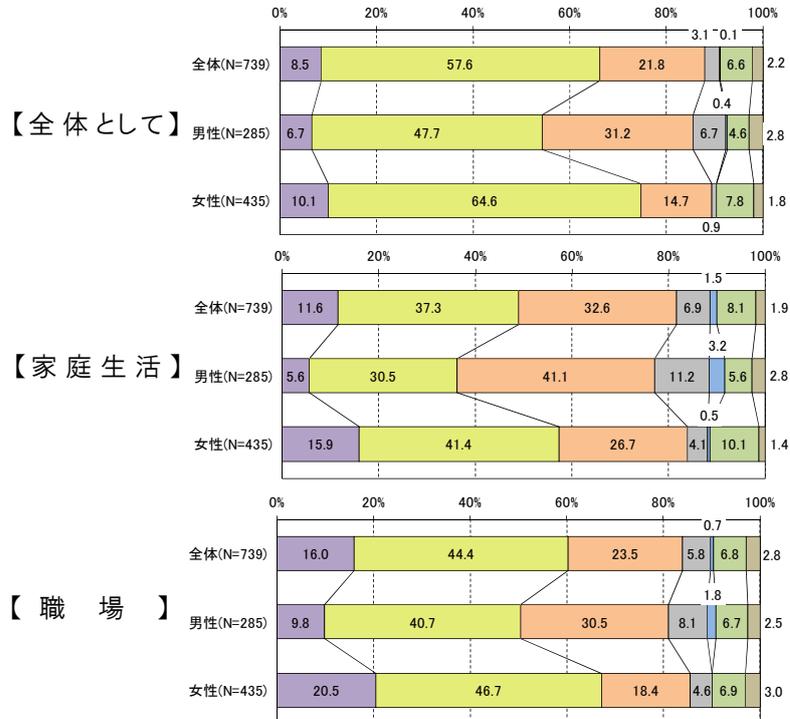
一方、男女共同参画センターMIWでは平成27年度から性的マイノリティをテーマとした講座を実施しています。性的マイノリティの当事者が体験談を語る講座には、同じ境遇の人が多く参加し、共感を育む機会となりました。性的マイノリティへの理解促進とともに、当事者が交流し、経験を共有する場をつくる等、具体的な支援を構築することも必要となります。

図 それぞれの場面・分野における区民の男女平等の実感(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

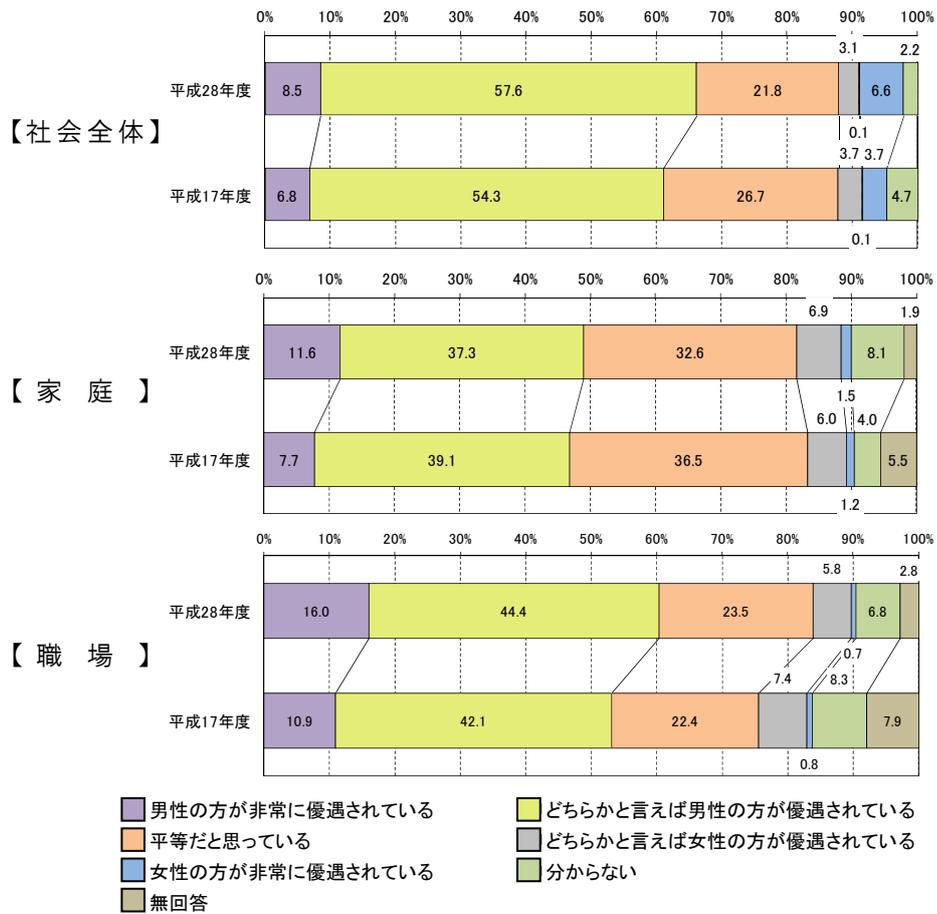
図 男女別:それぞれの場面・分野における区民の男女平等の実感(アンケート調査)



* 凡例は上の図と同様です。

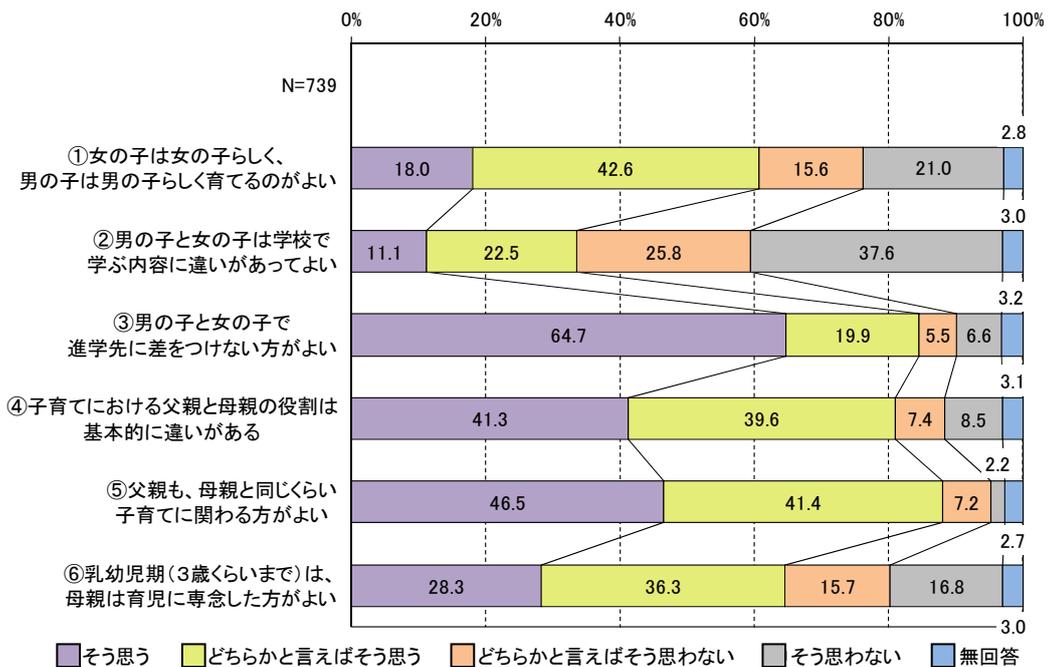
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 区民の男女平等の実感:10年前との比較(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

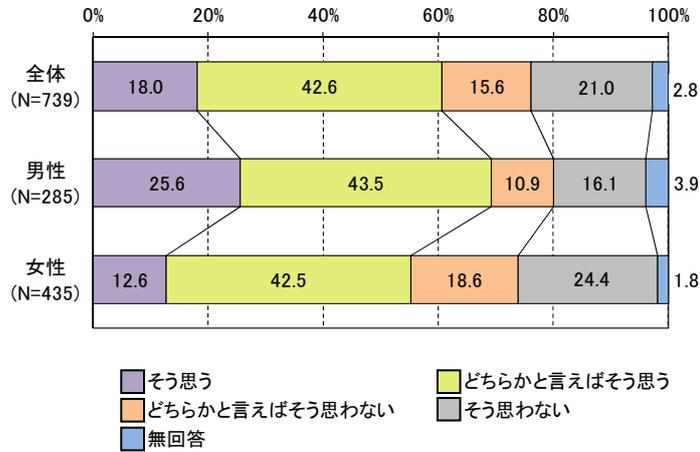
図 区民の子育て・教育に対する考え方(アンケート調査)



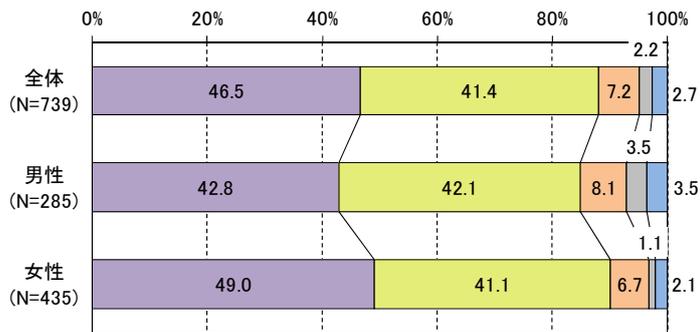
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 男女別：区民の子育て・教育に対する考え方(アンケート調査)

①女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい

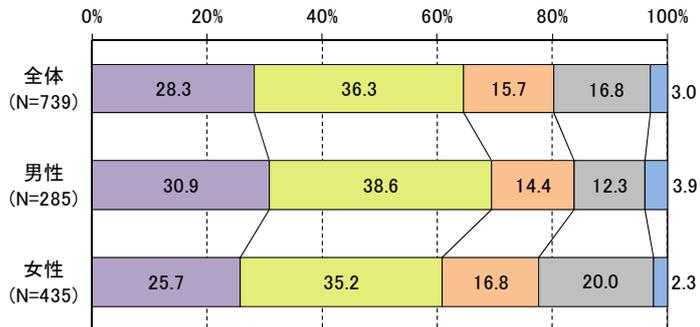


⑤父親も、母親と同じくらい子育てに関わる方がよい



* 凡例は上の図と同様です。

⑥乳幼児期(3歳くらいまで)は、母親は育児に専念した方がよい



* 凡例は上の図と同様です。

出典：千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

表 母親の就業状況による青少年の性別役割分担に対する意識(アンケート調査)

		合計	「男性は仕事をして、女性は家庭を守る」という考え方に共感する	「男性は仕事をして、女性は家庭を守る」という考え方に共感しない	分からない	無回答
男性	全体	(N=328)	28.0%	41.8%	29.0%	1.2%
	外で働いている	(N=171)	21.1%	45.6%	31.6%	1.8%
	家で働いている	(N=19)	10.5%	42.1%	47.4%	0.0%
	主婦	(N=124)	40.3%	37.1%	22.6%	0.0%
	その他	(N=7)	28.6%	28.6%	28.6%	14.3%
	分からない	(N=3)	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%
	無回答	(N=4)	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
女性	全体	(N=394)	11.9%	64.7%	22.8%	0.5%
	外で働いている	(N=206)	10.7%	66.5%	22.3%	0.5%
	家で働いている	(N=29)	6.9%	82.8%	10.3%	0.0%
	主婦	(N=145)	15.2%	57.9%	26.2%	0.7%
	その他	(N=6)	16.7%	50.0%	33.3%	0.0%
	分からない	(N=2)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	無回答	(N=6)	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%

出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(青少年向け)

(2) 施策の方向と事業

① 人権尊重・男女平等に対する意識啓発

性別のみならず、年齢、国籍、障害の有無等による差別をなくすために、男女共同参画センターMIWにおける男女共同参画に関する講座のほか、区内の高校や大学、企業と連携した事業等を展開することで、人権尊重・男女平等に対する意識啓発をしていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
1-①-1	人権・男女平等等の視点に立った表現の配慮	区が発行する広報紙等の広報媒体において、男女の固定的なイメージを助長するような表現や性・暴力表現が行われないように配慮します。 ・広報千代田、ホームページ(SNSを含む)、映像広報における表現の配慮 ・メディアリテラシー講座の実施	広報広聴課 国際平和・男女平等人権課
1-①-2	男女共同参画センターMIWを通じた情報発信	男女平等や男女共同参画に関する情報を発信し、意識啓発を行うため、情報誌等を発行します。 ・MIW情報誌「MIW通信」、「ライブラリニュースみゆう」等の発行	国際平和・男女平等人権課
1-①-3	人権・男女平等をテーマにした講座・講演会の実施	人権尊重・男女平等の意識啓発をテーマとした講座を男女共同参画センターMIWを中心に区内の高校や大学・企業等で実施します。 ・男女共同参画に関する講座・講演会等の実施 (人権・男女平等、健康、DV、デートDV、性的マイノリティ、男性の家事・育児・介護、ワーク・ライフ・バランス、職場の格差解消等) ・区内の高校や大学・企業等と連携した講座・事業の展開 ・女性のエンパワーメント事業の実施	国際平和・男女平等人権課
1-①-4	子育て家庭への人権・男女平等等の情報提供	子どもの保護者を対象に、人権・男女平等に関する情報の提供や、相談機関の紹介を行います。 ・保護者会、学校だより、学級だよりを通じた情報提供 ・相談機関の紹介 ・「親子で学ぶ情報モラル」の実施	指導課

②多様な機会・場における人権・男女平等教育・研修の推進

社会のあらゆる場面での男女平等を実現するために、区内の小・中学校の児童・生徒を対象とした授業や指導、学校職員に対する研修を行います。さらに、企業での研修を実施する等、あらゆる世代に対して人権・男女平等教育・研修を推進していきます。

NO	施策	主な事業	担当課
1-②-1	学校における男女平等・男女共同参画の学習機会の提供	子どもたちが男女平等や男女共同参画に対する理解を深め、将来の生活に活かすことができるよう、学校での学習、実習の充実を図ります。 ・家事・育児・介護に関する学習や実習の充実 ・男女平等の視点に立った教材・資料等の点検と活用 ・子どもの自尊感情や人権感覚を育む教育の実践	指導課
1-②-2	学校と連携した男女平等・男女共同参画の学習機会の提供	子どもたちが男女平等や男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共同参画センターMIWが区内の高校や大学と連携し、学習の機会を提供します。 ・区内の高校や大学等と連携した講座・事業の展開	国際平和・男女平等人権課
1-②-3	学校における性別にとらわれない進路指導・活動指導の充実	子どもたちが進学や就職に際して性別にとらわれず多様な生き方を選択できるよう、男女平等・男女共同参画を意識し、進路指導や学内でのさまざまな活動支援を行います。 ・個性・適性を尊重した進路指導・活動指導の充実 ・校園長や進路指導主任に対する定例会での周知	指導課
1-②-4	教職員研修の充実	男女平等や男女共同参画に対する教職員の理解を深め、子どもたちの教育に活かすことができるよう、研修の充実や啓発資料の配布を行います。 ・教職員に対する男女平等、人権尊重教育の研修の充実 ・性教育に関する教職員研修の充実 ・啓発資料配布	指導課
1-②-5	区内企業に対する講座の実施	区内企業が男女平等・男女共同参画についての理解を深め、働きやすい環境を整えるため、関係機関と連携し、区内企業に対する講座を充実します。 ・雇用主向け講座の実施	国際平和・男女平等人権課

③男女の性や健康に関する理解促進と支援

母子の健康管理、相談事業等の事業や女性の健康をテーマとした講座等を通して、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)*の理解促進と支援に努めます。

NO	施策	主な事業	担当課
1-③-1	女性の疾病予防と健康づくり	年代や性差に応じた健康づくりを推進するため、子宮がん検診・乳がん検診をはじめ、各種健(検)診を実施します。 また、壮年期の人を対象に、正しい運動方法を身につけ、生活習慣を見直す機会を設け、効果的な健康増進を実施します。 さらに、女性医師による心の健康に関する専門相談も行き、相談しやすい体制を整えます。 ・各種健(検)診の実施 ・ミドルエイジ健康教室の推進 ・生活習慣病予防教室、生活習慣病予防相談の実施 ・骨密度測定会の実施 ・心の相談室の実施	健康推進課
1-③-2	妊娠期から子育て期までの支援の充実	妊娠・出産・育児にかかる不安を解消し、健康管理を支援します。 ・妊婦健診の実施 ・ママ・パパ学級、土曜ママ・パパ学級の実施 ・乳幼児家庭訪問の実施 ・健やか親子相談の実施 ・子育てコーディネーターによる相談・助言の実施	健康推進課 子ども支援課
1-③-3	性や生殖に関わる情報の提供	性や生殖等に関する正しい知識やエイズ・性感染症等の健康情報を提供します。 また、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)等、妊娠・出産に関する女性の権利についても周知を図ります。 ・性や生殖に関する知識及び情報の普及・啓発 ・女性の性や生殖に関する自己決定権に関する意識啓発 ・エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発 ・HIV・性感染症検査の実施	健康推進課 国際平和・男女平等人権課

④性的マイノリティへの理解促進と支援

学校教育や教職員への研修の実施を通して、性的マイノリティに対する理解を深めていくことや相談機会を提供する等、性的マイノリティに対する理解促進を図ります。同時に、区職員に対しても性的マイノリティへの理解促進と相談対応のための研修を実施します。

NO	施策	主な事業	担当課
1-④-1	性的マイノリティの理解を深めるための講座・講演会の実施	男女共同参画センターMIWにおいて、性的マイノリティの理解を深めるための講座・講演会を実施します。 ・性的マイノリティに関する講座・講演会の実施	国際平和・男女平等人権課
1-④-2	性的マイノリティの相談機会の提供	性的マイノリティであることにより悩んでいる人を支援するため、相談機会を提供します。 ・性的マイノリティ無料相談会の実施	国際平和・男女平等人権課
1-④-3	教職員に向けた性的マイノリティ研修の実施	小・中学校の教職員に対して、性に悩む児童・生徒に適切に対応できるよう、研修を実施します。 ・性的マイノリティに関する研修の実施	指導課
1-④-4	性的マイノリティへの支援の構築	性的マイノリティであることにより悩んでいる人を支援するため、関係部署との連携を推進するとともに、支援の構築を検討します。	国際平和・男女平等人権課
1-④-5	区職員に向けた性的マイノリティ研修の実施	地方自治体におけるLGBT支援策の広がりを見え、区職員が必要な知識を学び、理解促進と相談対応にも活かせるように研修を実施します。 ・性的マイノリティに関する研修の実施	人事課

(3)平成33年度末の数値目標

指標	現状値	目標値
男女の性別により不平等があると思う人の割合	27.3% (平成28年度)	15.0% (平成33年度)
「性的マイノリティ」という言葉の意味を知っている人の割合	74.6% (平成28年度)	95.0% (平成33年度)

目標2 配偶者・児童等への暴力や性的いやがらせ行為・性暴力を根絶する

(1)現状と課題

■DV・デートDVに対する認識

区民向け調査によると、9割を超える人がDVという言葉を知ったことがあり、8割の人が意味を知っていました。ただ、身体的・性的な行為については7割の人がDVだと認識している一方で、無視することや交友関係・コミュニケーションの監視等の精神的な行為や行動・経済面での制約については、相手に非があればDVにはならないという認識が持たれています。

中高生においては、青少年向け調査によると、デートDVという言葉を知ったことがある人が3割程度となっていました。また、精神的な行為や自由を制限することについては相手に非があればデートDVにならないと考えられています。

大人に対してはDVへの正しい理解を促すとともに、若年層に対してもデートDVという言葉の認知度を向上させ、正しい理解を促し、DV・デートDVの被害者を支援する等、暴力の根絶に向けた取り組みが必要となります。

■DV・デートDVの相談状況

区民向け・青少年向け調査では、何らかの暴力行為を一度でも受けたことのある人は4割程度、中高生でデートDVを見聞きしたことのある人は1割程度でした。

区民向け調査では、暴力行為を受けた人のうち、相談をした人は1割半ばでした。一方、男女共同参画センターMIWで行っているMIW心理相談には例年600件前後の相談があり、そのうち2割がDVとなっています。

DV・デートDVを受けていながらも相談しようと思う人が少ないことが推察されることから、事態の正確な認識と相談への動機付けを行うことが課題となります。被害者に対する支援を行う際には、相談することを避けがちな男性の被害者に対する視点を盛り込んでいくことも大切です。

また、区民向け調査では男女共同参画センターMIWを知らない人は7割でした。その人たちがDV・デートDVの被害を受けた際に相談先が分かるよう、男女共同参画センターMIWなどの相談窓口の周知をより進めるとともに、第4次行動計画で検討してきた配偶者暴力相談支援センターの機能整備等による相談機能の充実も求められます。

■児童・高齢者・障害者に対する虐待の状況

核家族化の進行等の家族形態の変化等により、子育てに悩み、戸惑う子育て世帯が増えています。とりわけ、児童虐待に関する相談件数が急増しており、適切な支援や一時保護などのサービスの提供を行い、児童虐待の未然防止を徹底するとともに、重大な児童虐待事例が生じないように、関係機関との連携を図り、取組みを強化していく必要があります。

高齢者や障害者に対する虐待は、千代田区においても毎年、一定程度、発生しています。一つひとつのケースを検証すると、身体的な虐待のほか、経済的な虐待や介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)など、いくつもの虐待が重複するケースが増えています。また、最近では、家族関係が複雑に絡み合い、解決までに多くの関係機関の協力が必要なケースも増加しています。

辛くても不満があっても声に出せない高齢者や障害者、介護や世話の疲れや情報不足から虐待

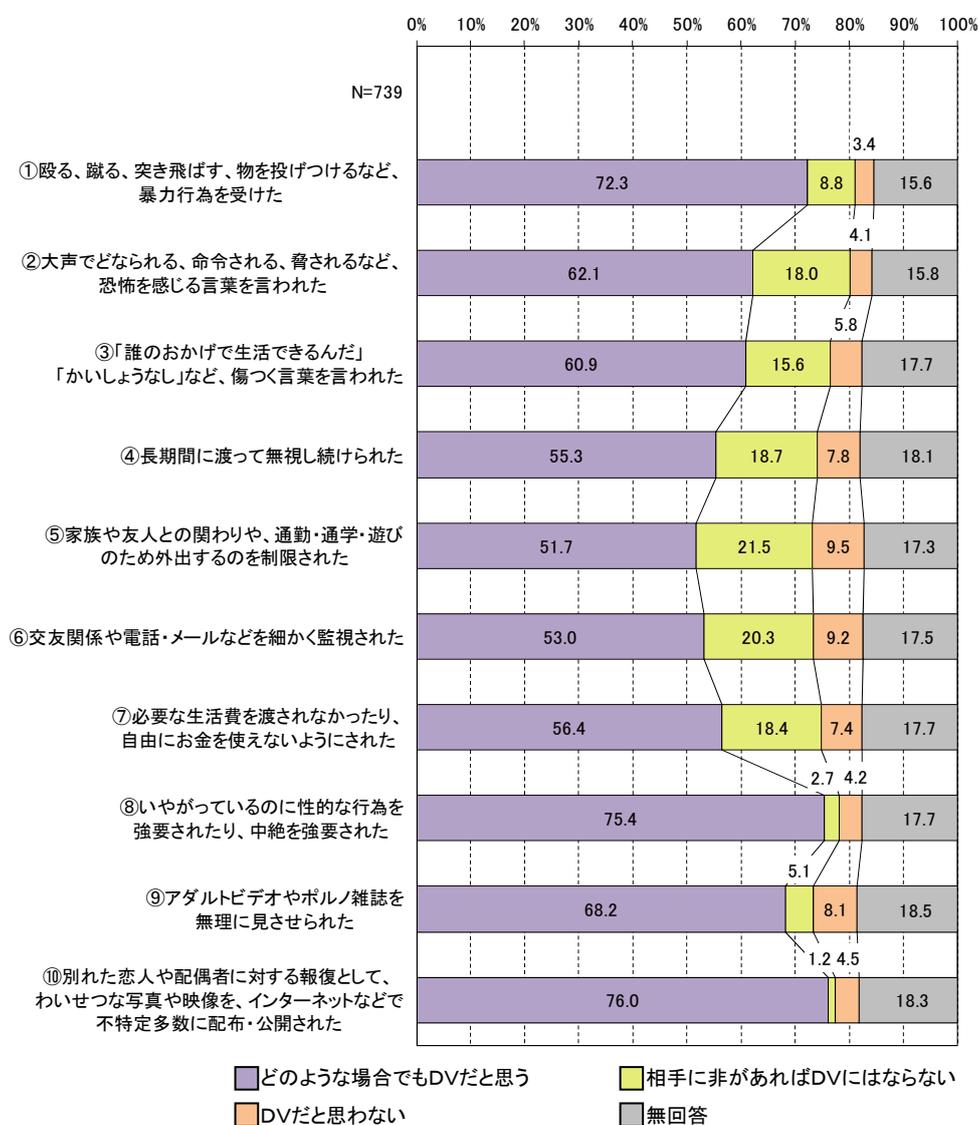
に及んでしまう養護者、そのどちらも支援し、地域全体で高齢者や障害者を見守るまちづくりを進めていくことが求められています。

■性的いやがらせ行為(ハラスメント)への対策の状況

事業所向け調査によると、ハラスメントが問題になったことのある事業所は3割弱でした。相談・苦情に対応する窓口の設置や防止に向けた方針の明確化等、約8割の事業所でハラスメントへの対応がなされています。

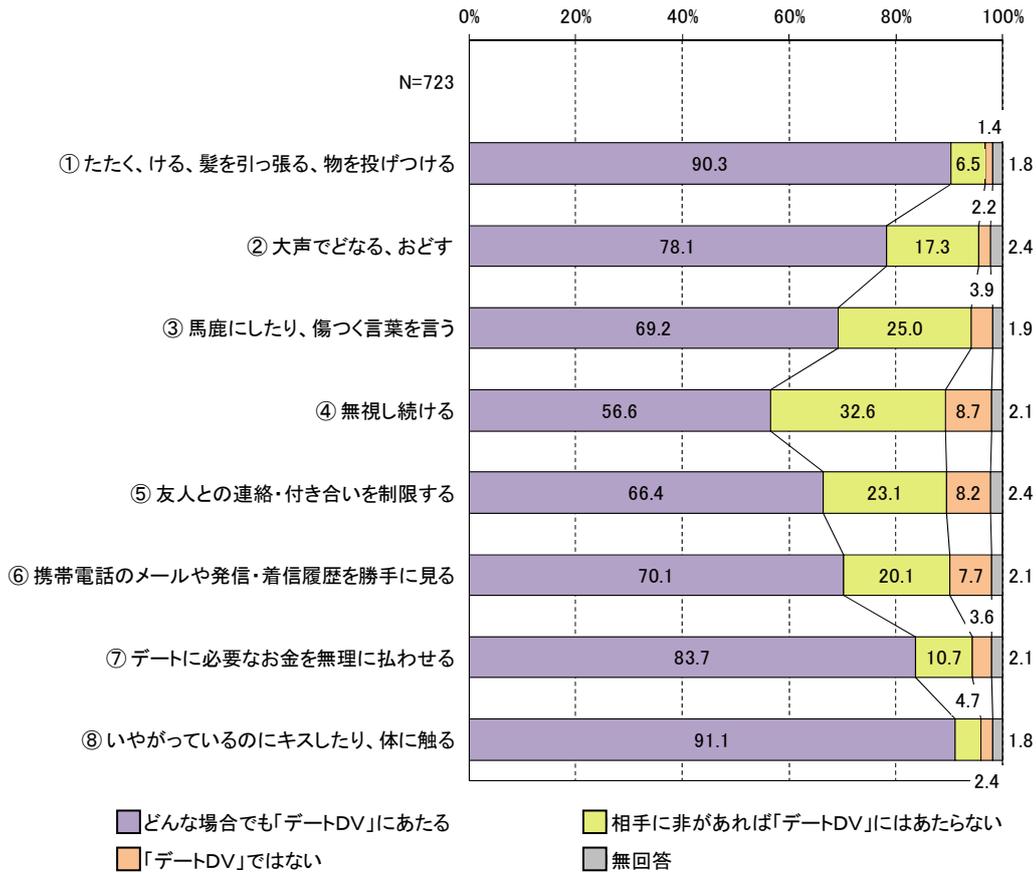
ただ、ハラスメントへの対応の難しさとして、事実確認やハラスメントの線引きが不明瞭であることが挙げられていることから、顕在化していないハラスメントもあることが予想されます。事業所と従業員双方へハラスメントに対する正しい理解を促し、対策を進めるとともに、従業員が自らハラスメントを行わないよう配慮することが重要です。

図 区民のDVに対する認識(アンケート調査)



出典: 千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 青少年のデートDVに対する認識(アンケート調査)



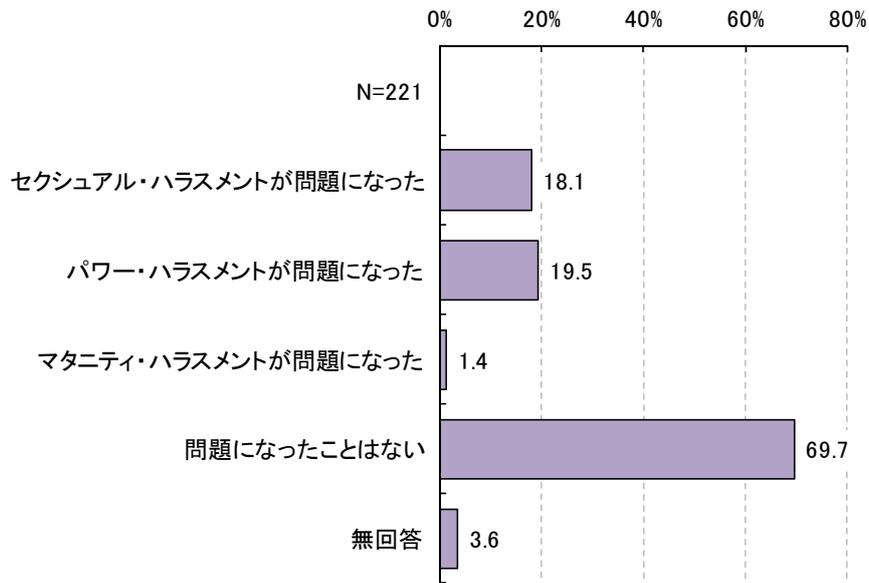
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(青少年向け)

表 男女共同参画センターMIWの心理相談件数

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数		566	636	617	610	568
分類(件)	D V	137	181	174	129	127
	デートDV	—	1	4	12	1

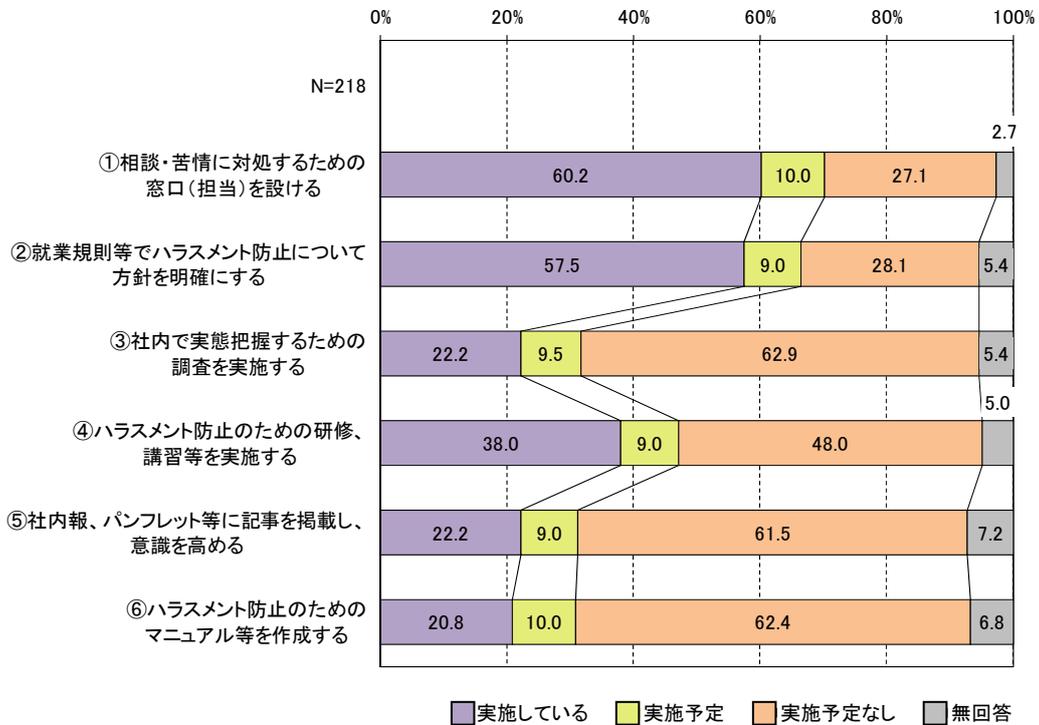
出典:千代田区男女共同参画センター事業概要 平成27年度

図 事業所におけるハラスメントの発生の有無(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(事業所向け)

図 事業所におけるハラスメントへの対応(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(事業所向け)

(2) 施策の方向と事業

①DV・デートDVへの対策の推進

DV・デートDVへの対策として、男女共同参画センターMIWや区内学校等、多様な機会を通じて意識啓発を行うことで防止に努めるとともに、実際に被害に遭った人に対する支援のため、男女共同参画センターMIWにおける相談機能を充実させ、区役所内外の関係機関との連携を図ります。さらに配偶者暴力相談支援センターの機能整備をひきつづき検討していきます。

NO	施策	主な事業	担当課
2-①-1	DVの防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発の充実	男女共同参画センターMIWや学校等、多様な機会を通じて、DV防止・早期発見・被害者支援に向けた啓発を行います。 ・配偶者暴力の予防と被害者の早期発見のための啓発活動(講座、パープルリボンプロジェクト)の充実 ・啓発用パンフレットの充実	国際平和・男女平等人権課
2-①-2	DVの防止・早期発見・被害者支援のための関係部署のネットワークづくり	DV防止・早期発見・被害者支援に向け、関係部署間とネットワークを構築します。 ・千代田区虐待等防止連絡会の開催	国際平和・男女平等人権課
2-①-3	DVの被害者に対する相談体制の充実	男性相談員の配置を検討する等、MIW相談室を充実させるとともに、区役所内外の関係機関との連携を図ります。 ・MIW相談室の充実	国際平和・男女平等人権課
2-①-4	緊急一時保護施設の確保	被害者支援のため、民間団体とも連携を図りながら緊急一時保護施設を確保し、活用に努めます。 ・女性及び母子緊急一時保護施設の確保	国際平和・男女平等人権課 生活支援課(福祉事務所機能) 児童・家庭支援センター
2-①-5	DV被害者の自立に向けた支援	被害者の自立に向けて、同行支援等、民間団体とも連携を図りながら支援します。 ・民間との連携による同行支援(被害者が各種手続き等を行う際の付添等)	国際平和・男女平等人権課
2-①-6	配偶者暴力相談支援センター機能整備・設置の検討	相談から自立支援まで、切れ目ない支援ができるようセンター機能整備・設置の検討を行います。	国際平和・男女平等人権課
2-①-7	広報活動の充実	ホームページやパンフレットを充実させることで、男女共同参画・男女平等に関心を持つ人を増やすとともに、差別や暴力に悩む当事者に適切に情報を届ける情報発信を行います。 ・ホームページ・パンフレット等広報媒体の充実	国際平和・男女平等人権課

NO	施策	主な事業	担当課
2-①-8	デートDVの予防に向けた啓発活動の実施	パンフレットの配布や学校での講座の実施等を通じて、若年層に向けたデートDV防止のための意識啓発及び情報提供を行います。 ・高校生・大学生等を対象としたデートDV防止のための講座・講演会の実施 ・デートDV啓発パンフレットの配布	国際平和・男女平等 인권課
2-①-9	デートDVの相談窓口の周知	デートDV被害者の相談を促すため、学校での関連講座の機会等を活用し、MIW相談室の周知を図ります。 ・MIW相談室の周知	国際平和・男女平等 인권課

②児童・高齢者・障害者に対する虐待への対策の推進

児童・高齢者・障害者に対する虐待の防止に向けて、児童・家庭支援センター等関係機関との連携を進めていくほか、普及啓発活動を行う等の対策を推進していきます。特に児童虐待は、未然防止のための普及啓発活動のほか、被害にあっている児童や被害から逃れる児童が相談できる窓口のあり方についても検討していきます。

NO	施策	主な事業	担当課
2-②-1	児童虐待の防止・対応の充実	相談機会の提供や普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、児童虐待を防止します。 ・子どもと家庭に関わる総合相談の実施 ・要保護児童対策地域協議会の開催	児童・家庭支援センター
2-②-2	高齢者虐待防止ネットワークの活用	区民や介護職員向け研修会等の普及啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、高齢者の虐待を防止します。 ・高齢者・障害者虐待防止推進委員会議会の開催 ・高齢者虐待ゼロまちづくりワーキングの開催 ・高齢者介護専門職員に向けた研修会と区民向けの講演会の実施	在宅支援課
2-②-3	障害者への虐待の防止・対応の充実	相談機会の提供や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を強化することで、障害者への虐待を防止します。 ・障害者虐待防止センターにおける相談専用電話の設置 ・高齢者・障害者虐待防止推進委員会議会の開催	障害者福祉課

NO	施策	主な事業	担当課
2-②-4	虐待関係部署の連携体制の充実	虐待を受けている子どもや高齢者、障害者を救済するため、関係部署との連携の充実を図ります。 ・千代田区虐待等防止連絡会の開催	国際平和・男女平等 인권課

③性的いやがらせ行為・性暴力等への対策の推進

性的いやがらせ行為・性暴力等の防止のために、男女共同参画センターMIWにおける講座の実施やパンフレットの配布等を通じた相談窓口の周知を行うほか、相談体制や機能の充実を図る等、対策を推進していきます。

NO	施策	主な事業	担当課
2-③-1	性的いやがらせ行為や性暴力に関する情報提供の充実	男女共同参画センターMIWでの講座やパンフレット等の普及啓発活動等、性的いやがらせ行為や性暴力等の根絶のための意識啓発を充実します。 ・性的いやがらせ行為や性暴力等の根絶に関する講座・講演会の実施 ・男女共同参画センター情報ライブラリの充実	国際平和・男女平等 인권課
2-③-2	性的いやがらせ行為や性暴力の被害者に対する相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント※、モラル・ハラスメント※、ストーカー等のいやがらせ行為や性暴力等に悩む人が相談できるよう、MIW相談室の周知を図るとともに、相談体制や機能の充実を図ります。 ・性的いやがらせ行為や性暴力等の被害者に向けた相談窓口の周知	国際平和・男女平等 인권課
2-③-3	犯罪被害者支援ネットワークとの連携・活用	警察・区内企業等の関係機関と連携し、犯罪被害者を支援する体制の充実を図ります。 ・各警察署が組織する犯罪被害者支援ネットワーク協議会との連携・活用	国際平和・男女平等 인권課
2-③-4	被害者のない安全・安心なまちづくりの推進	犯罪未然防止と生活環境を改善することで、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。 ・安全・安心パトロールの実施	安全生活課
2-③-5	妊婦や子ども連れの人に配慮・援助する意識の醸成	子どもを産み、育てる人を地域で見守る雰囲気をつくり、妊婦や子ども連れの人に配慮・援助する意識を醸成するためのキャンペーンを検討します。	国際平和・男女平等 인권課

(3)平成33年度末の数値目標

指標	現状値	目標値
DVをされたことのある人の割合	男性 6.2% 女性 23.6% (平成28年度)	半減(男性 3.1%) 半減(女性11.8%) (平成33年度)
性的いやがらせ行為(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント)を受けたことがある人の割合	22.2% (平成28年度)	半減(11.1%) (平成33年度)

目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

(1)現状と課題

■夫婦間での家事分担の意識と実態

区民向け調査によると、8割の人が両親がともに子育てをした方がよいと思っているほか、男性が育児休業を取るとよいと思う人も9割弱となっています。ただし、現実には育児・介護の分担は難しいと考えられており、実際に子どもの世話や保育園・幼稚園・学校での活動の担い手は女性を中心となっていました。事業所向け調査でも、男性の育児休業取得については、9割の事業所が男性従業員の意識や制度面での課題を感じています。

女性の活躍推進のためには、男性の働き方が変わり、休暇等の取得しやすい職場環境が整うことと、男性が家庭に参画することが求められることから、男性への意識啓発はもとより、男性の働き方改革を進める事業所に対する助成制度を検討することが必要です。

また、中高生においては夫婦間で家事を分担する意識が見られますが、母親が主婦である家庭の子どもには比較的、性別役割分担意識が見受けられました。千代田区では家庭に入った後、復職する女性が多くないと推察されることから、子どもの頃から家庭や職場、地域において男女共同参画の意識を啓発するための取組みも必要になります。

■女性が働くことへの意識

区民向け調査では、女性が職業を持つことについては、女性の活躍や自己実現、経済的な自立等の理由から、約半数の人が子どもができて仕事も続ける方がよいと考えていました。また、中高生においても、将来結婚したら夫婦で共働きをしたいと考えている人が3割強となっており、特に女性は半数近くの人が結婚したら共働きしたいと考えていることから、働くことへの意識が伺えます。

現在、さらには将来において女性が社会に参画し、活躍していくためには、キャリア形成を望む女性が働き続けようと思え、かつ実際に働き続けられるような環境を形成することが大切です。個々のキャリア意識の啓発や人材育成に加えて、職場や社会の意識を変え、環境を形成していくことが課題となります。

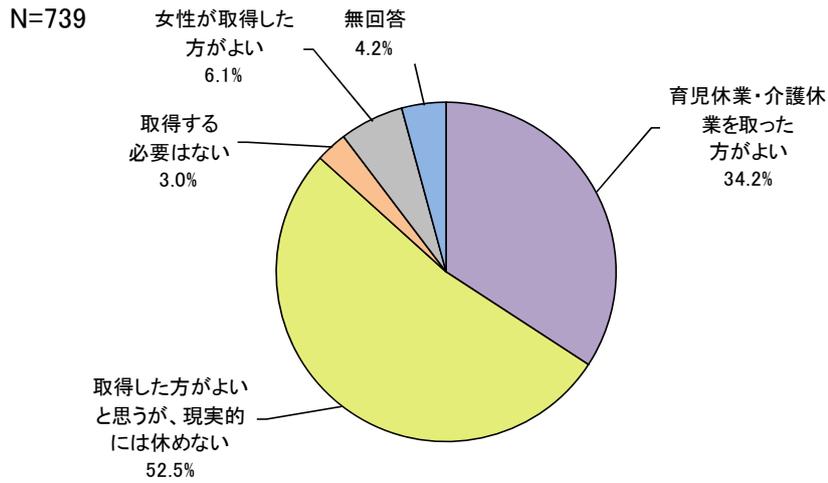
■ワーク・ライフ・バランスの意向と実態

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の削減や有給休暇の取得促進等の取組みを行っている事業所は8割を超えています。

千代田区では、中小企業がワーク・ライフ・バランスや女性の社会参画を推進しやすくするため、育児休業助成金や次世代育成支援行動計画策定奨励金等の支援事業を行っています。しかし、各事業の認知度は1割未満となっており、事業そのものを知らない事業所が7割を超えていました。

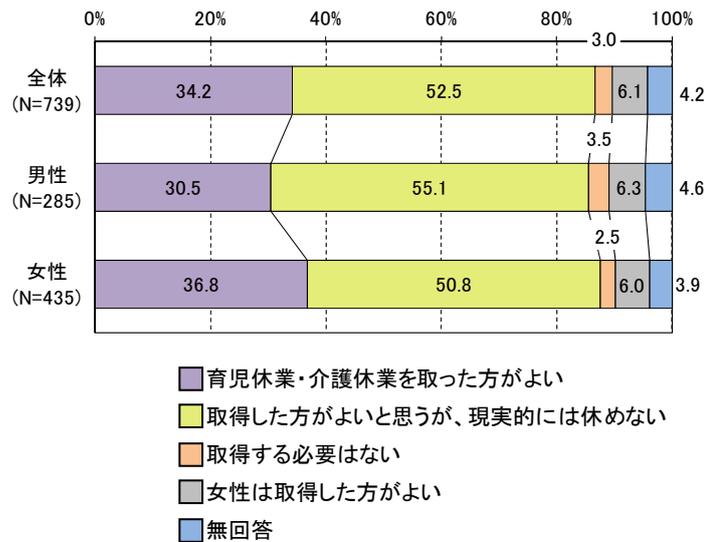
千代田区は昼間人口の比率が高く、在勤者が多い自治体であることから、事業所による取組みを促し、支援していくためにも、支援事業のさらなる充実とともに周知を図ることが必要です。

図 区民の男性の育児休業・介護休業取得に対する認識(アンケート調査)



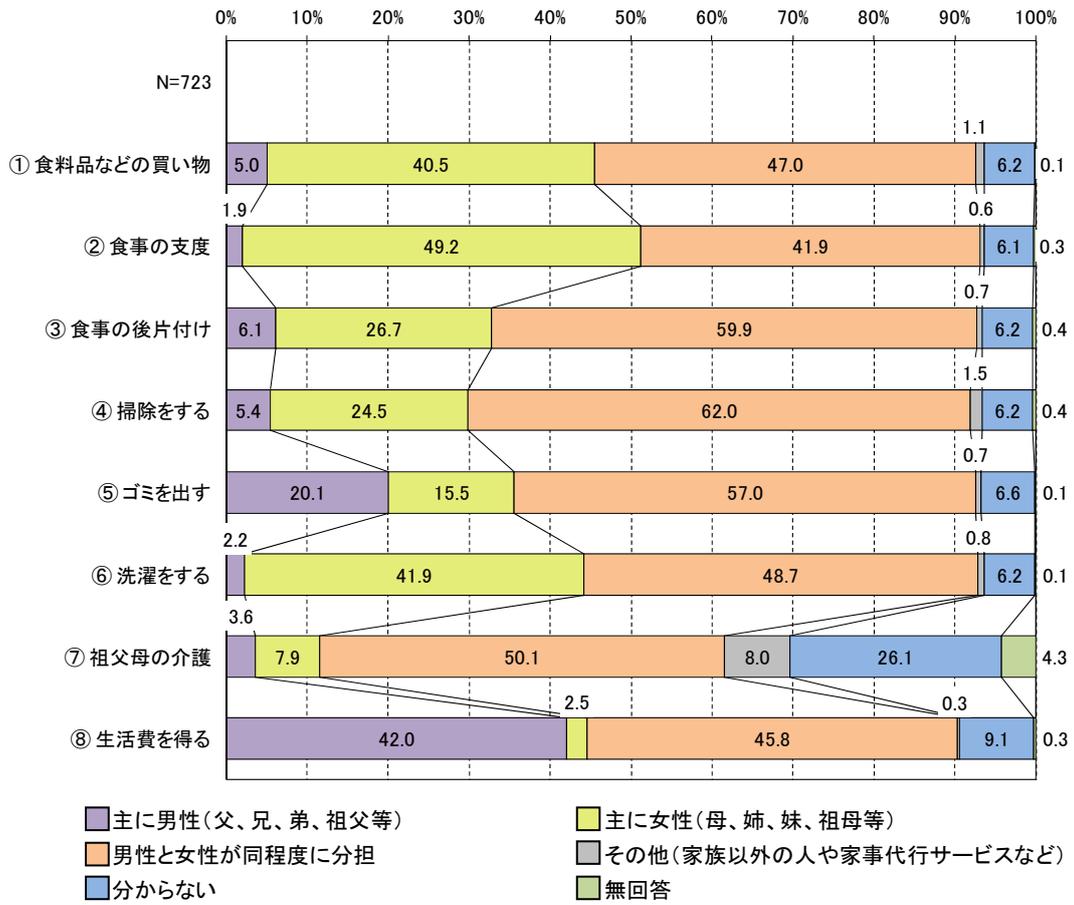
出典：千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 男女別：区民の男性の育児休業・介護休業取得に対する認識(アンケート調査)



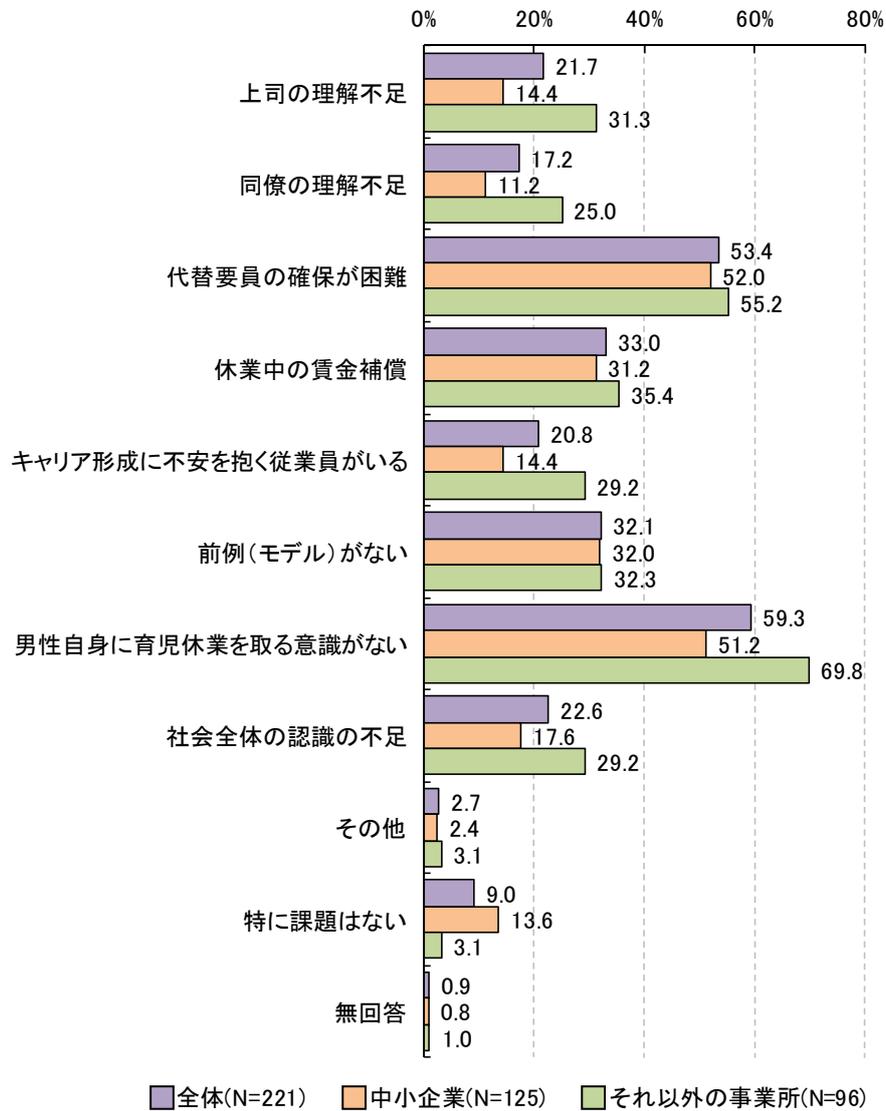
出典：千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 青少年の家事分担に対する認識(アンケート調査)



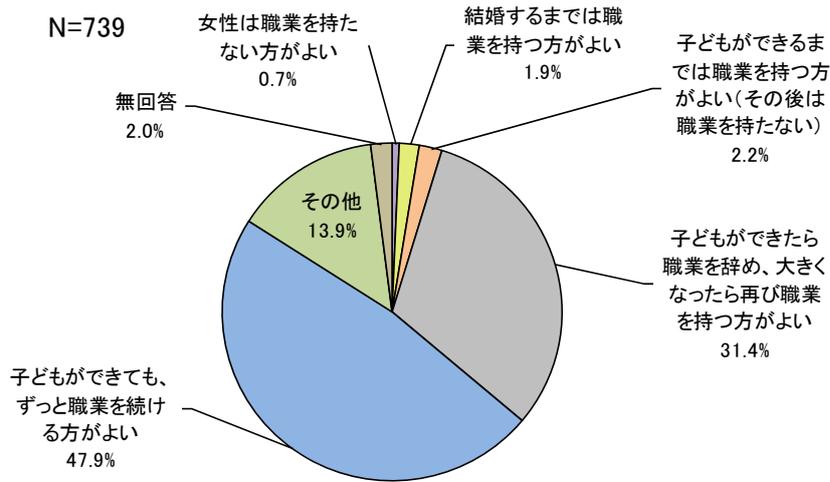
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(青少年向け)

図 事業所における男性の育児休業取得の際の課題(アンケート調査)



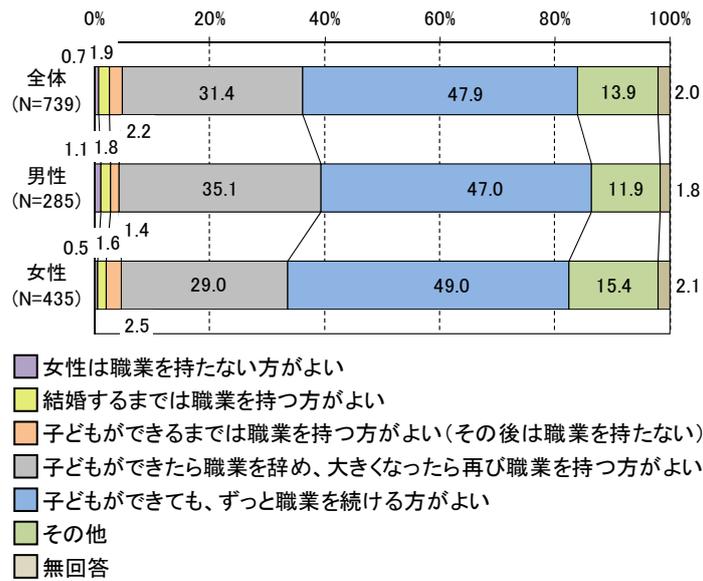
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(事業所向け)

図 区民の女性が働くことへの意識(アンケート調査)



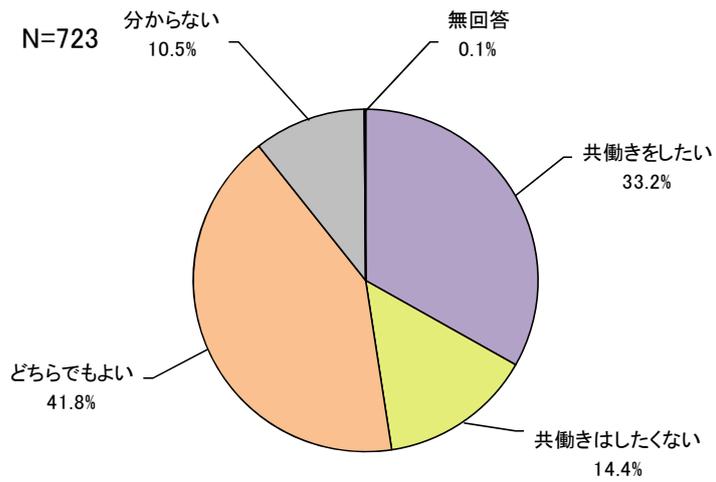
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 男女別:区民の女性が働くことへの意識(アンケート調査)



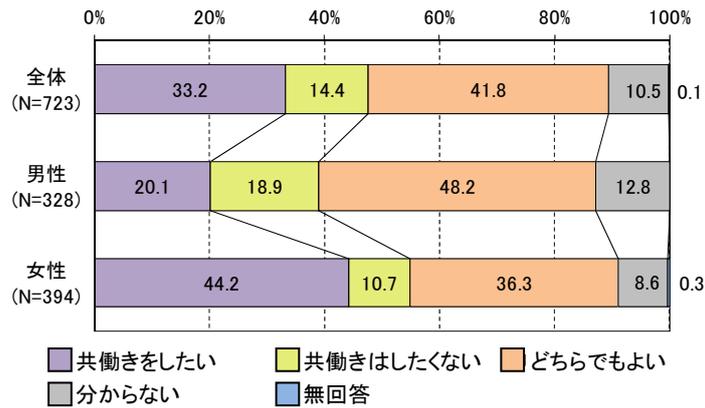
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 青少年の共働きに対する意識(アンケート調査)



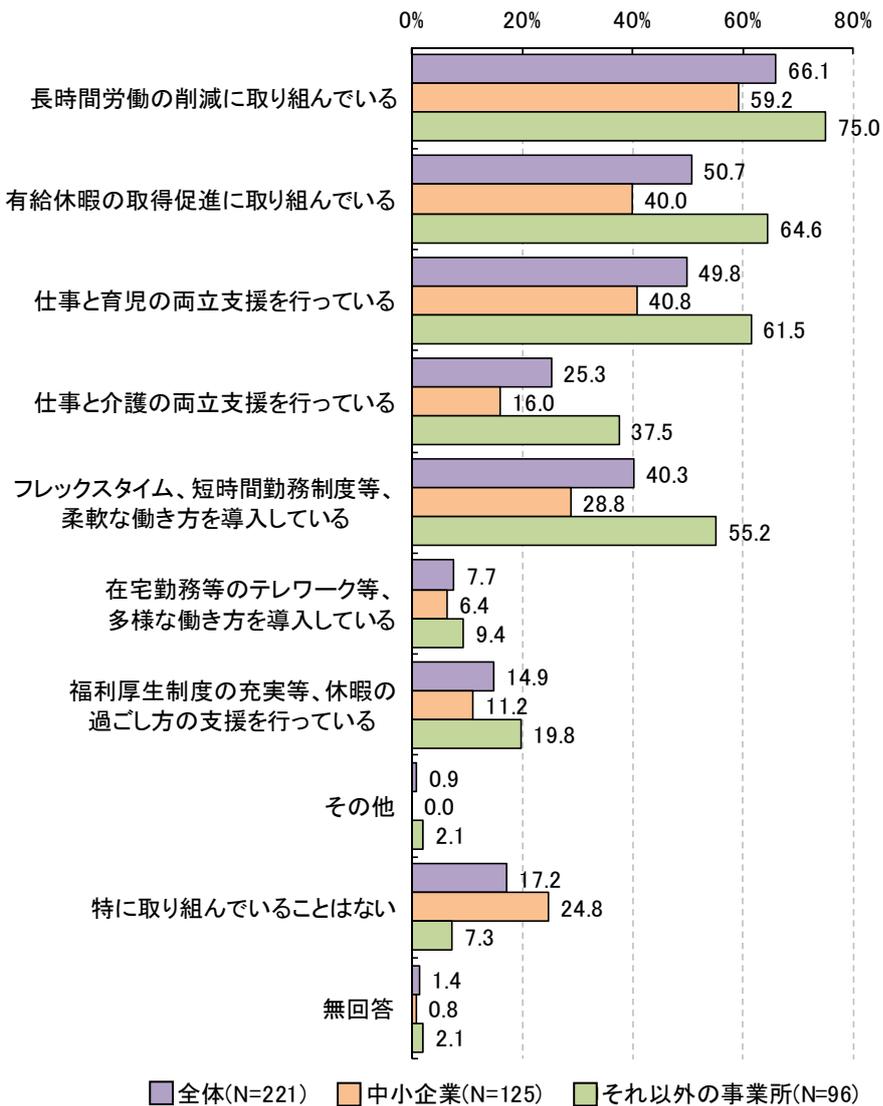
出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(青少年向け)

図 男女別:青少年の共働きに対する意識(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(青少年向け)

図 事業所におけるワーク・ライフ・バランスへの取組状況(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(事業所向け)

(2) 施策の方向と事業

① 働きたい・働き続けたい女性に対するキャリア形成の支援

働きたい・働き続けたい女性へのキャリア形成の支援として、男女共同参画センターMIWにおける学習機会の提供のほか、相談、ネットワークづくり、情報提供等に努めていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
3-①-1	就職・再就職活動や継続就労に向けた情報提供の充実	男女共同参画センターMIWでの講座やMIW通信等を通じて、女性の就業・再就職の機会を拡大するために情報提供や学習の機会を充実します。 ・就職・就労に関する講座・講演会の実施 ・男女共同参画センターMIW情報ライブラリの充実	国際平和・男女平等権課
3-①-2	女性による起業・開業支援の充実	自ら起業する意向を持つ女性に向けて、学習機会の提供、相談、ネットワークづくり等を支援します。 ・女性起業家支援オフィスの運営支援 ・女性起業家支援ビジネス起業塾の実施	商工観光課 (まちみらい千代田)
3-①-3	若者に向けたキャリア形成の支援	高校生や大学生を対象として、自身のキャリアについて学習し、同世代の若者と情報交換をできる場の提供を行い、早期からのキャリア形成を支援する。 ・若者キャリア支援事業の実施	国際平和・男女平等権課

② 男性の働き方に対する意識改革に向けた啓発

男性の働き方に対する意識改革に向けて、土曜ママ・ぱぱ学級やにこにこ広場、子育てや家事、介護をテーマにした講座の実施等を通して、情報提供を行います。

NO	施策	主な事業	担当課
3-②-1	男性の子育て支援	両親が協力して育児に取り組めるように必要な情報の提供を実施します。 ・ママ・ぱぱ学級、土曜ママ・ぱぱ学級、にこにこ広場、家庭教育学級への父親参加の促進	健康推進課 生涯学習・スポーツ課 (九段生涯学習館)
3-②-2	男性の家事・介護参画支援	家事・介護をテーマにした講座を実施し、男性が家事・介護に積極的に参画するため、情報を提供します。 ・家族介護者教室の実施・参加促進 ・家事・介護に関する講座・講演会の実施	在宅支援課 国際平和・男女平等権課

③家事、育児、介護等と仕事の両立に向けた支援

家事や育児、介護等の理由から働きたいと思いつながら働けない人を減らすため、福祉関係の部署と連携し、保育や介護、障害者福祉サービスの充実を図るほか、保育サービスについては保護者が安心感を得られるよう質の向上についても検討します。さらに、ひとり親家庭等支援が必要な家庭に向けた事業の充実にも努めます。

NO	施策	主な事業	担当課
3-③-1	妊娠・出産・育児に関する訪問、相談の充実	<p>妊娠期から妊婦の状況把握に努め、必要な支援を継続的に行います。</p> <p>子どもの生まれた全家庭を訪問し、育児についてのアドバイスや悩み・不安解消のために相談・指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期からの相談、支援の充実 ・乳児家庭訪問指導(含こんにちは赤ちゃん事業)の実施 ・子育てコーディネーターを活用した、子育て相談体制の強化 	健康推進課 子ども支援課
3-③-2	保育サービスおよび保護者支援の充実	<p>多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図り、安心して子どもを預けることができ、仕事と生活との調和を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童ゼロ対策の推進 ・保育園・こども園、学童クラブ等の充実 ・病児保育・病後児保育の充実 ・就学前教育推進等に向けた公立・私立園の連携強化 	子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター
3-③-3	児童・家庭支援センター事業の充実	<p>子育て中の方が安心して仕事や地域活動に参画できるよう、子育て支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター、千代田子育てサポートの充実 	児童・家庭支援センター 福祉総務課 (社会福祉協議会)
3-③-4	子育て世帯への経済的支援の充実	<p>18歳までの医療助成を継続する等、子育て世帯を支援するため経済的支援を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田区次世代育成手当・こども医療費助成(乳幼児・義務教育就学児)・誕生準備手当等による子育て期の家庭の支援 	子育て推進課

NO	施策	主な事業	担当課
3-③-5	ひとり親家庭の支援	ひとり親の経済的自立や生活安定をめざす相談支援、子どもの養育と仕事を両立できるよう、育児支援を行います。 ・ひとり親家庭等医療費助成・児童扶養手当による子育て期の家庭の支援 ・子ども在宅サービスによる訪問育児支援 ・母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業 ・母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	子育て推進課 児童・家庭支援センター 生活支援課 (福祉事務所機能)
3-③-6	介護予防・日常生活支援総合事業の充実	多様な主体による適切な介護サービス等の提供体制の整備を推進し、高齢者とその家族を支援します。 ・介護予防・生活支援サービスの充実 ・介護保険外サービスの充実	高齢介護課
3-③-7	障害者福祉サービスの充実	障害者が地域で自立した生活を実現できるよう、支援します。 ・障害者総合支援法による障害福祉サービス等の推進 ・障害者福祉センターえみふる運営	障害者福祉課

④働きやすい職場づくりに向けた情報提供・啓発

働きやすい職場づくりのために、ワーク・ライフ・バランスの推進や職場における男女格差の解消の推進に関する情報提供や意識啓発を行っていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
3-④-1	区内企業に対する講座の実施 【再掲】	区内企業が男女平等・男女共同参画についての理解を深め、働きやすい環境を整えるため、関係機関と連携し、区内企業に対する講座を充実します。 ・雇用主向け講座の実施	国際平和・男女平等人権課
3-④-2	働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、多様な働き方の情報提供や意識の啓発を実施します。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会の実施 ・多様な働き方に関する情報提供	商工観光課 国際平和・男女平等人権課

NO	施策	主な事業	担当課
3-④-3	職場における男女格差解消に向けた普及啓発の推進	職場における男女格差の解消を推進するため、各種相談窓口の情報提供や意識の啓発を実施します。 ・職場における男女格差の解消に関する啓発冊子等の配布 ・MIW相談室の充実	商工観光課 国際平和・男女平等 인권課
3-④-4	企業に向けた働きかけの充実	職場における男女差別や男女格差の解消を図るため、プロポーザル方式・総合評価方式において、男女共同参画や次世代育成支援、CSR等の取組みを加点項目として検討するとともに、入札方式におけるCSR調査の項目も見直し、男女共同参画に関する企業の意識を啓発します。	契約課

⑤区内中小企業の意向をとらえた支援

ワーク・ライフ・バランスの推進や職場における男女差別、男女格差の解消に向けて、中小企業に対する助成制度の充実や男女共同参画を推進する企業の支援を行う等、区内中小企業の意向をとらえた支援を図っていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
3-⑤-1	ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業への支援の充実	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、従業員の育児や介護をサポートする雇用環境を整備する中小企業に対する助成等の支援制度の充実を図ります。 ・次世代育成支援行動計画策定奨励金 ・中小企業の次世代育成支援対策に対する商工融資利子補給の優遇 ・中小企業仕事と家庭の両立支援	子育て推進課 商工観光課 国際平和・男女平等 인권課

(3)平成33年度末の数値目標

指標	現状値	目標値
高校生・大学生に向けたキャリア形成支援事業の実施	—	年4回(計20回) (平成33年度)
男性の育児休業・育児短時間勤務奨励金の新規申請企業数	—	年5社(計25社) (平成33年度)

目標4 地域社会における男女共同参画をすすめる

(1)現状と課題

■地域活動への参画状況

区民向け調査の結果から地域活動への参加状況をみると、参加意向を持つ人が5割程度いるなか、実際には6割弱の人が活動に参加できていません。女性においては、特に就業している人で参加していない人が多くなっていますが、主婦も5割の人が参加していないことが分かりました。

千代田区では、20歳代後半をピークとして女性の労働力人口が減少し、その後増加しません。区民向け調査でも復職の意向を持つ人が少ないことから、離職した人が復職しない傾向が伺えます。このような実態を踏まえ、就業のみならず、地域活動を通じて社会に参画するためのきっかけを提供することも大切です。

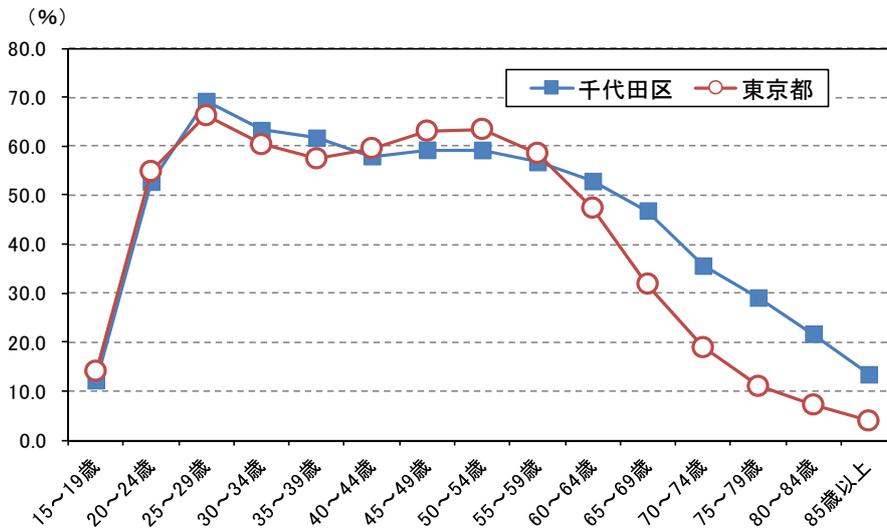
キャリアを伸ばす女性の支援も大切ですが、区の特性を踏まえ、結婚や出産を契機として家庭に入る女性に対しても、社会・地域に参加しやすい環境整備を図っていくことが課題です。区民向け調査では、4割強の人が自治会やNPO等の地域活動の場において男女平等だと感じており、平成17年から大きく増加していることから、時機をとらえた取組みを進めていく必要があります。

■防災活動への女性の参画

第4次行動計画の下、地域防災組織への女性参画を促した結果、すべての避難所運営協議会において女性の参加が見られるようになってきました。ただ、区民向け調査では、防犯・防災等の活動に参加意向を持つ人は1割にとどまっています。また、区の市町村防災会議の女性委員の割合も1割未満となっています。

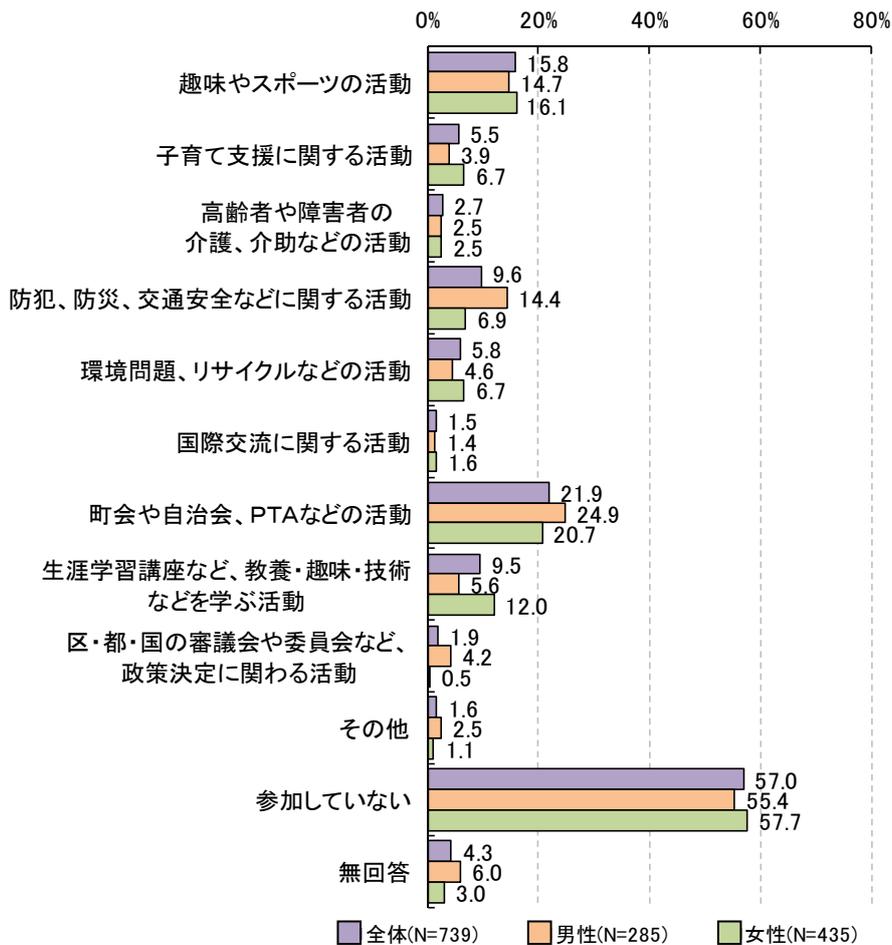
国の第4次基本計画でも強調され、熊本大地震時にも再確認されたように、防災活動や避難所運営においては女性の視点が大切です。地域防災組織への参画だけでなく、日常的な防災活動への女性の参加が課題となります。さらに、性的マイノリティや地域社会の多様性を反映することも今後重要になることから、幅広い参画を求めることも必要となります。

図 千代田区・東京都における女性の5歳階級別労働力人口比率



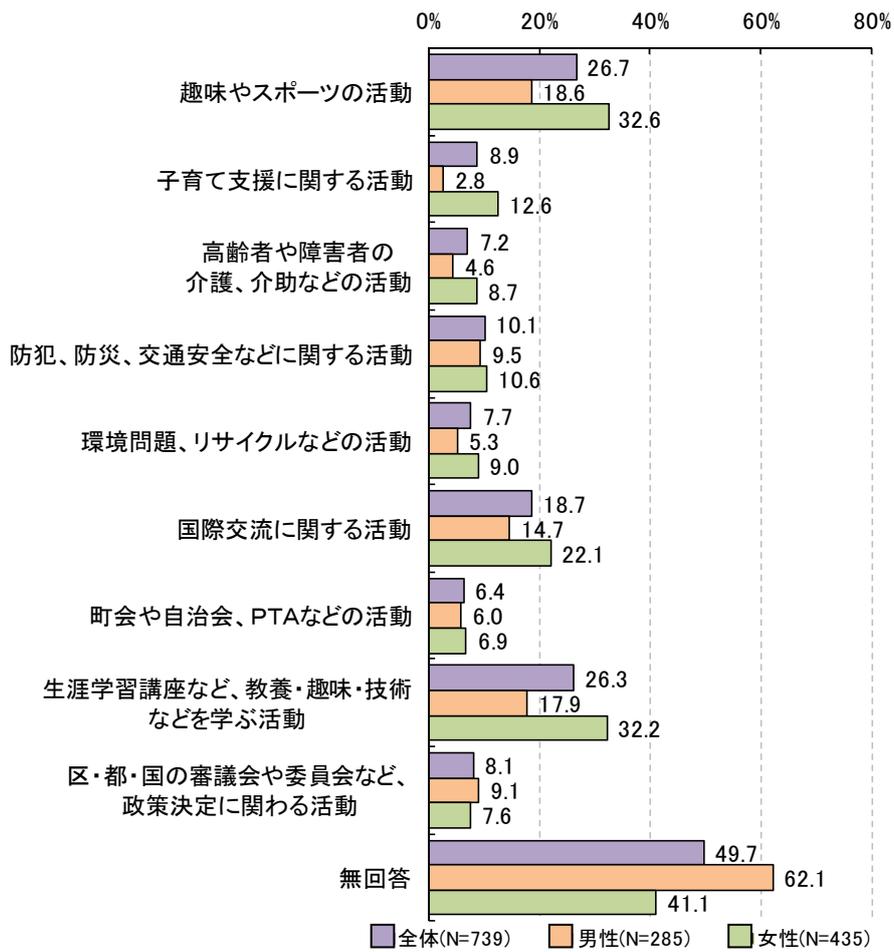
出典：平成22年度国勢調査

図 区民の地域活動への参加状況(アンケート調査)



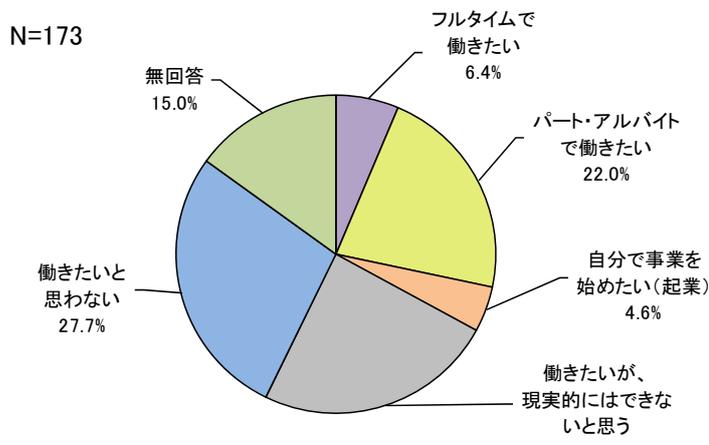
出典：千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 区民の地域活動への参加意向(アンケート調査)



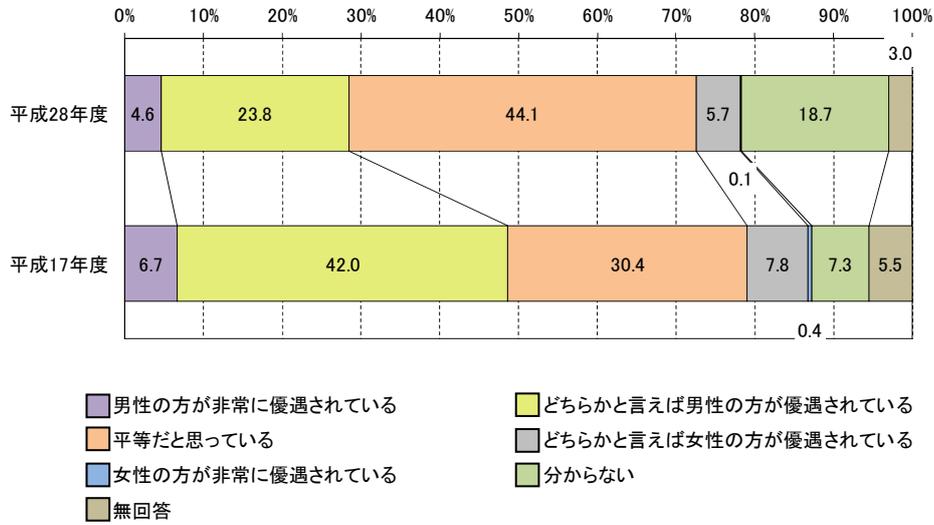
出典：千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 成人女性の就労意向(アンケート調査)



出典：千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 自治会やNPO等の地域活動の場における区民の男女平等の実感
:10年前との比較(アンケート調査)



出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

図 女性の防災活動への参加状況(アンケート調査)

	合計	趣味やスポーツの活動	子育て支援に関する活動	高齢者や障害者の介護、介助などの活動	防犯、防災、交通安全などに関する活動	環境問題、リサイクルなどの活動	国際交流に関する活動	町会や自治会、PTAなどの活動	生涯学習講座など、教養・趣味・技術などを学ぶ活動
全体	(N=739)	15.8%	5.5%	2.7%	9.6%	5.8%	1.5%	21.9%	9.5%
男性	(N=285)	14.7%	3.9%	2.5%	14.4%	4.6%	1.4%	24.9%	5.6%
女性	(N=435)	16.1%	6.7%	2.5%	6.9%	6.7%	1.6%	20.7%	12.0%
無回答	(N=19)	26.3%	5.3%	10.5%	0.0%	5.3%	0.0%	5.3%	10.5%

	合計	区・都・国の審議会や委員会など、政策決定に関わる活動	その他	参加していない	無回答
全体	(N=739)	1.9%	1.6%	57.0%	4.3%
男性	(N=285)	4.2%	2.5%	55.4%	6.0%
女性	(N=435)	0.5%	1.1%	57.7%	3.0%
無回答	(N=19)	0.0%	0.0%	63.2%	10.5%

出典:千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査(区民向け)

(2) 施策の方向と事業

① 意志決定過程への女性の参画の推進

区政や地域活動等、社会の様々な意思決定の場面で女性が参画できるように、審議会等において男女のバランスのとれた委員構成を推進していくほか、町会等の地域組織に対して男女共同参画の意識啓発を行っていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
4-①-1	審議会等の女性委員の割合増加の推進	区政における意思決定過程に女性が参画できるよう、審議会等における男女のバランスのとれた委員構成を推進します。 ・審議会等における女性の参画推進(関係部署への働きかけ)	国際平和・男女平等 인권課
4-①-2	町会等の身近な地域組織における男女共同参画の促進	地域活動に男女がともに取り組めるよう、町会等の地域組織に向けて男女共同参画の意識啓発を行います。 ・MIW情報誌「MIW通信」の配布 ・町会連合会常任理事、婦人・女性部長合同会議の推進	国際平和・男女平等 인권課 出張所

② 子育て・介護をしている人や退職した人等の社会参画の支援

NPOやボランティア等、地域における住民活動を支援し、男性・女性ともに地域とのつながりを持てるように、地域活動への参画を支援するほか、男女共同参画を推進する自主グループ活動を支援していきます。

NO	施策	主な事業	担当課
4-②-1	地域活動、ボランティアへの参画支援	男女がともに地域とつながりを持ち、生きがいを持って暮らせるように、地域活動への参画を支援します。 ・ボランティア情報の発信、ボランティア入門・養成講座の実施 ・ボランティア、ボランティアグループの活動支援(シニア男性のボランティア活動促進含む) ・福祉まつりの実施	福祉総務課 (社会福祉協議会ちよだボランティアセンター)
4-②-2	自主グループの活動支援	区民による自主的な活動を支援するため、男女共同参画センターMIWを通じて、男女共同参画を推進する自主グループ活動を支援します。 ・区民による自主企画事業の支援 ・活動に必要な情報の提供 ・活動の場(MIW祭り等)の提供	国際平和・男女平等 인권課

③多様性に配慮した防災・まちづくりの推進

防災・まちづくりに際して、男女共同参画の視点に加え、高齢者や障害者、性的マイノリティ等地域社会における多様性に配慮したものとするために、防災組織への女性の参加促進や災害時の対応、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れる等の対策の推進を図っていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
4-③-1	地域組織・防災組織への女性の参画促進	防災・防犯対策や避難所運営に女性の視点を加味する等、安全・安心なまちづくりのため、女性の参加を促進します。 ・合同パトロールの実施及び参加募集 ・「避難所運営協議会」等、地域防災組織への女性の参加促進	安全生活課 出張所 災害対策・危機管理課
4-③-2	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	男女共同参画の視点に立った災害時の対応、防災対策を進め、講座や情報発信を通じて理解を図ります。 ・備蓄や避難所で提供する物資の整備や配付、避難所の設営と運営体制における女性の参画の促進 ・男女共同参画の視点に立った防災・減災の取組みに関する情報提供	災害対策・危機管理課 国際平和・男女平等 인권課
4-③-3	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	だれにでもやさしいまちづくりをめざします。 ・公共・公共的施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	道路公園課 施設経営課 企画調整課

(3)平成33年度末の数値目標

指標	現状値	目標値
審議会等における女性委員の割合	33.5% (平成28年度)	40.0%以上60.0%以下 (平成33年度)
避難所運営協議会委員における女性委員の割合	34.0% (平成28年度)	40.0% (平成33年度)

目標5 行動計画の推進体制を充実する

(1)現状と課題

■男女共同参画センターMIWの利用状況

区民向け調査によると、男女共同参画センターMIWの認知度は3割強でした。平成17年度に実施した調査と比較すると、認知度は上がっています。また、MIWでの講座・講演会の受講率は、平成27年度には8割強でしたが、過去4年間は9割を超えており、多くの参加者を得てきました。ただ、区民向け調査では、実際に利用した人は1割未満となっていました。

このことから、男女共同参画に関心のある人やDVや性的マイノリティの当事者等の関わりの深い人からの参加を得ている一方、参加者層が広いわけではないことが伺えます。男女平等・男女共同参画に対する意識を広く啓発し、支援を必要としている人々にサービスを届けるためにはさらなる周知と利用促進が課題となります。

■区役所内での女性活躍と男性の育児参加の状況

区役所における女性管理・監督者の割合は、第4次行動計画の下で少しずつ上昇してはいますが、計画の数値目標は達成されておられません。区の審議会等の女性委員の割合も、数値目標は未達成でした。

一方、男性の育児関連の休暇については、出産支援休暇、育児参加休暇の取得率は6割を超えていますが、育児休業の取得は進んでいません。今後は介護を担う職員の増加も予想され、育児のみならず介護と仕事の両立も課題となります。

千代田区では、この現状を踏まえ、平成28年度に次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に定められる特定事業主行動計画を策定しました。ワーク・ライフ・バランスの実現とだれもが能力を活かして活躍することができる職場環境づくりをめざし、管理・監督者に占める女性職員の比率の増加や男性職員の育児関連休暇取得率の増加等を具体的な目標として掲げ、推進していきます。

特定事業主行動計画の目標

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 安心して育児・介護と両立できるための職場環境の整備
- 3 女性の活躍に向けた支援の充実

(2) 施策の方向と事業

① 男女共同参画センターMIWの充実

男女共同参画センターMIWの各種機能を充実させることで、男女平等・男女共同参画社会を推進していきます。また、効果的な広報活動を行うことで、差別や暴力に悩んでいる人に相談先として認知されることをめざします。

NO	施策	主な事業	担当課
5-①-1	情報機能(情報ライブラリ等)の充実	生活に身近な視点から男女共同参画に関する問題提起、社会の変化に対応した新しい暮らし方・働き方の提案等の情報を区民に提供します。 ・MIW通信・ホームページ・情報ライブラリ・ビデオサロンを通じた男女共同参画情報の提供 ・男女共同参画関連の各種統計情報の収集・整理	国際平和・男女平等権課
5-①-2	相談機能(MIW相談室)の充実	区民が問題に気づき、解決に向けた自己決定を支援するために、相談の充実を図ります。 ・MIW相談室の充実 ・グループワーク、関係機関との連携による支援	国際平和・男女平等権課
5-①-3	学習機能(講座・講演会)の充実	区民が問題に気づき、自ら解決する力をつけるために、学習機会の充実を図ります。 ・男女共同参画に関する講座・講演会等の実施 ・区内の高校や大学・企業等と連携した講座・事業の展開 ・メディアリテラシー向上のための講座実施 ・女性のエンパワーメント事業の実施	国際平和・男女平等権課
5-①-4	活動支援機能の充実	男女共同参画の推進を目的とする団体・グループの活動を支援し、MIWのサポーターを増やします。 ・MIW登録団体の活動支援 ・MIW登録団体の募集促進	国際平和・男女平等権課
5-①-5	交流機能の充実	男女共同参画の推進を目的として仲間とともに活動する人々の交流を図り、ネットワークづくりを支援します。 ・MIW祭り等の交流の場や機会の提供	国際平和・男女平等権課

NO	施策	主な事業	担当課
5-①-6	広報活動の充実 【再掲】	ホームページやパンフレットを充実させることで、男女共同参画・男女平等に関心を持つ人を増やすとともに、差別や暴力に悩む当事者に適切に情報を届ける情報発信を行います。 ・ホームページ・パンフレット等広報媒体の充実	国際平和・男女平等 인권課

②区役所内推進体制の充実

区役所内推進体制の充実に向けて、区役所における男女共同参画を推進し、職員の意識を高めるほか、関係部署との連携体制の充実等に努めていきます。

NO	施策	主な事業	担当課
5-②-1	計画の推進体制の充実	関係各課が連携し、区役所全体で計画を推進するためのしくみの充実を図ります。 ・男女平等推進委員会の充実	国際平和・男女平等 인권課
5-②-2	男女共同参画に関する意識・実態調査の実施	計画推進の効果を測り、課題を明らかにするため、意識・実態調査を実施します。 ・男女共同参画に関する意識・実態調査の実施	国際平和・男女平等 인권課
5-②-3	職員の男女共同参画意識の向上	区役所全体で男女共同参画を進めるために、職員の男女共同参画に対する意識を高めます。 ・男女平等を推進するための職員研修の充実 ・MIW情報誌「MIW通信」の配布	国際平和・男女平等 인권課 人事課
5-②-4	区役所内における男女共同参画の推進	区内事業所の一つとして、区役所で働く男女の職員が働きやすい職場づくりを進めます。 ・職務分担の男女平等化促進 ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「千代田区特定事業主行動計画」の推進(出産支援・育児参加休暇取得率の増、育児休業を取得する男性職員の増、育児・介護との両立支援冊子の発行、管理・監督者に占める女性職員比率の増等)	人事課

③区民との協働による推進体制の充実

区民と協働しながら男女共同参画施策を推進していくほか、区民の声を反映させた男女共同参画センターの運営や男女共同参画の推進を活動目的とする団体等に対する支援等、区民との協働による推進体制の充実を図ります。

NO	施策	主な事業	担当課
5-③-1	区民との協働による男女共同参画施策の推進	千代田区に住み、働き、学び、活動する区民と協働しながら男女共同参画施策を推進します。 ・男女平等推進区民会議の運営	国際平和・男女平等人権課
5-③-2	区民との協働による拠点施設の運営	千代田区に住み、働き、学び、活動する区民の声を取り入れながら、男女共同参画センターMIWを運営します。 ・男女共同参画センター運営協議会への区民委員の参画	国際平和・男女平等人権課
5-③-3	自主グループの活動支援 【再掲】	区民による自主的な活動を支援するため、男女共同参画センターMIWを通じて、男女共同参画を推進する自主グループ活動を支援します。 ・区民による自主企画事業の支援 ・活動に必要な情報の提供 ・活動の場(MIW祭り等)の提供	国際平和・男女平等人権課

(3)平成33年度末の数値目標

指標	現状値	目標値
区役所内の管理・監督者(係長級以上)に占める女性の割合	25.8% (平成28年度)	40.0% (平成33年度)
千代田区男女共同参画センターMIWを知っている人の割合	33.5% (平成28年度)	65.0% (平成33年度)

資料編

1. 千代田区男女平等推進区民会議委員名簿

任期：平成28年5月26日～平成30年3月31日

役名	氏名	所属等
会長	三浦 まり	上智大学法学部教授
副会長	鈴木 浩子	明星大学明星教育センター特任准教授
委員	土堤内 昭雄	株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員
委員	五十嵐 裕美子	弁護士
委員	原田 裕美	男女共同参画センターMIW活動登録団体選出 ちよだ女性団体等連絡会
委員	児谷 文子	千代田区婦人団体協議会選出
委員	櫻井 紀子	千代田区民生・児童委員協議会選出
委員	内山 宝	千代田区教育委員会指導課指導主事
委員	高椋 輝彦	公益社団法人東京青年会議所千代田区委員会選出
委員	平野 茂	公共団体の機関 東京都労働相談情報センター相談調査課長
委員	小瀬村 幸子	一般事業主の団体 東京海上日動火災保険株式会社 人事企画部担当次長ダイバーシティ推進チーム
委員	笠井 輝幸 ^{※1}	一般事業主連合団体 連合東京千代田地区協議会 副議長(三菱電機労働組合本社支部)
委員	藤田 宏幸 ^{※2}	一般事業主連合団体 連合東京千代田地区協議会 副議長(三菱電機労働組合本社支部)
委員	岡戸 大	公募
委員	千野 彩佳	公募

※1 第2回千代田区男女平等推進区民会議まで

※2 第3回千代田区男女平等推進区民会議から

2. 千代田区男女平等推進区民会議開催経過

回	開催日時・場所	議題等
1	平成28年5月26日(木) 午後6時30分～8時30分 区役所601会議室	(1) 第4次行動計画の進捗状況 (2) 前期区民会議における議事のまとめ (3) 千代田区特定事業主行動計画の概要 (4) 第5次行動計画策定の進め方 ・検討のスケジュール ・男女共同参画をめぐる国等の動き ・男女共同参画等についてのアンケート調査の概要 (5) 第5次行動計画策定に向けての提言書の構成
2	平成28年7月15日(金) 午後6時30分～8時30分 区役所404会議室	(1) 提言の構成について (2) 千代田区男女共同参画についてのアンケート調査報告 (3) 千代田区の人口・就業等の現状 (4) 第5次千代田区男女平等推進行動計画の全体像(たたき台)
3	平成28年9月14日(水) 午後6時30分～9時00分 区役所401会議室	(1) 第5次千代田区男女平等推進行動計画の体系図(案)の検討 (2) 第5次千代田区男女平等推進行動計画の提言(素案)の検討
4	平成28年10月14日(金) 午後6時30分～8時30分 区役所601会議室	(1) 第5次千代田区男女平等推進行動計画の提言の確定
5	平成28年12月2日(金) 午後6時30分～8時30分 区役所401会議室	(1) 第5次千代田区男女平等推進行動計画の素案について (2) 千代田区男女共同参画センターMIWIについて
6	平成29年2月14日(火) 午後2時00分～4時00分 区役所401会議室	(1) 第5次千代田区男女平等推進行動計画(素案)への意見募集結果について (2) 第5次千代田区男女平等推進行動計画(案)について
7	平成29年3月28日(火) 午後6時30分～8時30分 区役所401会議室	(1) 第5次千代田区男女平等推進行動計画について

3. 千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査

「千代田区男女共同参画等についてのアンケート調査」は、第5次千代田区男女平等推進行動計画(以下、第5次行動計画)の策定に際し、区民の男女平等や男女共同参画についての考え方及び区内事業所における男女共同参画や女性の活躍推進に向けた取組状況を把握することで、計画策定の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

アンケート調査では、18歳以上の区民、中学校2年生から高等学校3年生相当の青少年、区内に拠点を置く事業所を対象として3種類の調査を行いました。

(1) 区民向け調査

調査対象	平成10年4月1日生まれ以前の区内に居住する男女(層化無作為抽出)
標本数	2,000件
調査期間	平成28年4月26日～5月17日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	37.0%(739件)

(2) 青少年向け調査

調査対象	平成10年4月2日生まれから平成15年4月1日生まれまでの区内に居住する全ての男女
標本数	2,025件
調査期間	平成28年4月26日～5月17日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	35.7%(723件)

(3) 事業所向け調査

調査対象	平成28年4月1日現在、区内に単独事業所または本所・本社・本店がある従業員5人以上の企業(無作為抽出)
標本数	1,000件
調査期間	平成28年4月26日～5月17日
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	22.1%(221件)

4. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正:

平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八
条)

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」

という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組

織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年一月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、

配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた

者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本

計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行

うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利

用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに

当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する

場所の付近をはいかいてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止

するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務

大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用

を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援セン

ターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則(平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

6. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活におけ

る活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定める

ものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項

において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、

労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付し

てはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
- (委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の

規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように

相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の

推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託

を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の

停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適

用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7. 千代田区特定事業主行動計画(概要)

千代田区では、平成28年度に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に規定される千代田区特定事業主行動計画を策定しました。

■計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

■基本理念

『ワーク・ライフ・バランスを実現し だれもが生き活きと能力を発揮できる環境づくりを』

■目標

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

目標2 安心して育児・介護と両立できるための職場環境の整備

目標3 女性の活躍に向けた支援の充実

■具体的な取組みと5年後の指標・目標

目標1 ワーク・ライフ・バランスの推進

【具体的な取組み】

- ワーク・ライフ・バランス研修の実施(意識改革)
- 定時退庁の取組み強化
- 超過勤務縮減に向けた取組み強化

【5年後の指標・目標】

- 超過勤務時間縮減率 20%以上縮減(平成27年度比)
- 職員一人当たりの年次有給休暇取得日数 18日(平成26年度:18日)
- ワーク・ライフ・バランスに満足している職員の比率 75%

(平成27年度職員アンケート:52%)

目標2 安心して育児・介護と両立できるための職場環境の整備

【具体的な取組み】

- 男性職員の育児参加の促進
- 両立支援冊子の発行・改定
- 相談窓口の設置
- 育児休業・介護休暇取得者への情報提供の強化
- 育児休業・介護休暇取得者のいる職場への人的支援
- 一般職員以外への支援制度等の周知

【5年後の指標・目標】

- 出産支援休暇取得率・育児参加休暇取得率 それぞれ80%以上

(平成26年度:それぞれ62.5%)

- 育児休業を取得する男性職員の増加(平成26年度:0人)
- 両立支援冊子の発行(育児を担う男性職員向け、介護に従事する職員向け)

目標3 女性の活躍に向けた支援の充実

【具体的な取組み】

- 「千代田区人材育成基本方針」の改定
- 早期のキャリア形成の意識付け
- 女性カレッジの実施 ①ランチセッション ②キャリアアップ研修
- 女性係長のネットワークの立ち上げ

【5年後の指標・目標】

- 管理・監督者に占める女性職員の比率 40%(平成27年度:23.3%)

8. 用語集

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(P.1)

女子に対する差別が、権利の平等の原則・人間の尊厳の尊重の原則に反するという認識の下に、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを目的とする条約。昭和54年に国際連合総会で採択され、昭和56年に発行。

男女雇用機会均等法(P.1)

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60年に制定。制定後、間接差別の禁止や男性へのセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産等を理由にした解雇等の禁止が盛り込まれたほか、平成28年にはマタニティ・ハラスメントの防止措置義務等が追加。

男女共同参画社会(P.1)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法(P.1)

平成11年に制定された男女共同参画に関する基本法。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されている。

世界女性会議(P.1)

女性の地位向上を目的として、国際連合が主催する国際会議。国際婦人年(昭和50年)を契

機として第1回会議がメキシコシティで開催された後、5年ごとに開催されている。

ジェンダー(P.1)

性別役割分担意識等に見られる、社会的・文化的に形成された性別に対する考え方。生物学的な性別を意味するセックスに対する言葉。

エンパワーメント(P.1)

個人が自分自身の力で問題や課題を解決できる社会的技術や能力を獲得すること。

ジェンダー・ギャップ指数(P.1)

各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラムが毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命等から算出される。

日本は、教育や健康面では男女間の不平等は見られず、世界上位の水準ですが、労働賃金、政治・ビジネス・学術面での社会参画において差があることが順位が低くなっている原因である。

ジェンダー不平等指数(P.1)

性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの側面における達成度の女性と男性の間の不平等を映し出す指標。

5つの評価軸に中等教育以上の教育格差、妊産婦死亡率、未成年の女性の出産率が含まれており、社会参画より貧困がより重視されていることが、ジェンダー・ギャップ指数よりも上位の水準になっている要因である。

国連女性差別撤廃委員会(P.1)

女子差別撤廃条約の実施に関する進捗状況を検討するために国際連合に設置された外部専門家委員会。

男性中心型労働慣行(P.1)

年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用等を特徴とする働き方。第4次男女共同参画基本計画において新たに示された考え方で、男女共同参画のために是正されるべき慣行として位置づけられている。

2020年30%(P.1)

社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にしようとする目標を示す標語。第3次男女共同参画基本計画において示され、第4次計画にも引き継がれている。

すべての女性が輝く社会づくり本部(P.2)

様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現し、女性の力が十分に発揮され、社会の活性化につなげるため、内閣に設置された組織。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および同基本方針に基づき、平成27年度より毎年度「女性活躍加速のための重点方針」を策定している。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(P.2)

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として、平成27年に制定された法律。同法では、国や地方公共団体、民間事業主(従業員が301名以上)は女性活躍のための行動計画の策定が義務付けられている。

ニッポン一億総活躍プラン(P.2)

日本の経済成長を妨げる根本原因である少子高齢化に対応し、経済のさらなる好循環を形成するため、子育て支援・社会保障の基盤を強化し、すべての人が活躍できる社会を目指す計画。

DV(ドメスティック・バイオレンス)(P.2)

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力等のあらゆる暴力のこと。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(P.2)

DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年に制定された法律。配偶者には事実婚のほか、離婚した男女も含まれる。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(P.2)

私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的として平成26年に制定された法律。なお、同法の規制対象は必ずしもリベンジポルノに限定されるものではない。

デートDV(P.2)

交際中のカップルのあいだに起きるDVのこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「生活の本拠を共にする交際」をする男女が対象となっており、現状では、デートDVは保護命令の対象とならない。

LGBT(P.2)

女性同性愛者(Lesbian)、男性同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、性同一性障害を含む性別越境者等(Transgender)の頭文字をとり、性的マイノリティを示す言葉。

性的マイノリティ(P.2)

生物学的な性と自分が認識する性が一致しない人や、恋愛感情等の性的な意識が同性ないしは両性に向かう人、生物学的な性別が不明瞭な人(性分化疾患)のことを示す総称。

昼夜間人口比率(P.3)

区に常住している人(夜間人口)100人当たりの区内へ通勤・通学している人(昼間人口)の割合。100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

労働力人口比率(P.3)

15歳以上の人口のうち、何らかの仕事に就いている人(休業中の人も含む)と就業意志を持ちながらも失業している人の合計である労働力人口の割合。20歳代後半から30歳代にかけて女性の労働力人口比率が低下することを「M字カーブ」を称し、結婚・育児による離職が多い減少を示す言葉として使われている。

ワーク・ライフ・バランス(P.4)

老若男女誰もが、やりがいを持って仕事をし、責任を果たす一方、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などにおいても、自ら希望する生き方を選択・実現できる状態。

メディアリテラシー(P.9)

テレビや新聞、インターネットなど様々な情報を主体的に読み解き、活用する能力。

配偶者暴力相談支援センター(P.9)

配偶者からの暴力に対して、相談、被害者の健康回復の支援、被害者とその家族の一時保護、自立支援等を行い、総合的に対処するための被害者支援機関。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」ができた当初は都

道府県に設置が義務付けられ、平成19年の法改正では、区市町村にも配偶者暴力相談支援センター機能を持つことが努力義務とされた。

市町村防災会議(P.10)

市町村地域防災計画の作成及び実施の推進を図るために、災害対策基本法に基づいて市町村に設置される会議。第4次男女共同参画基本計画では、女性や子どものための備蓄品や避難所での女性への配慮が求められることから、市町村防災会議への女性の参加が求められる。

セクシュアル・ハラスメント(P.11)

相手の意に反する性的な言葉や行為によって、不快や不安な状態に追い込むことや、それらの言動を拒否したことで解雇・降格・減給等の不利益を受けること。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」にて企業に防止措置が義務付けられている。

マタニティ・ハラスメント(P.11)

妊娠や出産・育児休業等を理由に、精神的・身体的苦痛を与える言葉や行為を行うことや、雇用条件等の面で不利益な扱いをすること。平成28年3月に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」にて企業による防止措置が義務付けられた。

次世代育成支援対策推進法(P.12)

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年に制定された法律。同法では、国や地方公共団体、民間事業主(従業員が101名以上)は次世代育成支援のための行動計画の策定が義務付けられている。

性的指向(P.13)

人の恋愛や性愛がいずれの性別を対象とするかを表す言葉。恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両性に向かう両性愛を指す。

性自認(P.13)

自分自身が認識する性別を表す言葉。生物学的な性と性自認が一致しない状態を性同一性障害という。

性別役割分担意識(P.13)

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだ」というように、男性と女性は生まれながらに役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方。

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)(P.23)

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは、自らの意思で妊娠・出産等について選択できる自己決定権を尊重する考え方を指す。

パワー・ハラスメント(P.31)

職権等の権力を背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を指し、就業者の働く関係を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

モラル・ハラスメント(P.31)

言葉や態度等によって行われる精神的な暴力、嫌がらせのこと。

第5次千代田区男女平等推進行動計画

発行日 平成29年3月
編集・発行 千代田区地域振興部国際平和・男女平等人権課
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1
電話 03(3264)2111(代表)

有償刊行物登録番号

28-07

